

(モンゴル弁護士会ロゴ) (調停センターロゴ) (JICA ロゴ)

調停ハンドブック

ウランバートル 2008 年

調停ハンドブック

モンゴル弁護士会：

B. プレブニャム	モンゴル弁護士会会長
E. ボロルチュローン	弁護士会首都支部長、L G L 初代センター長
N. ラムジャブ	L G L センター顧問
O. アルタンゲレル	L G L センター長、調停人
T s. アリマー	L G L センター調停人
M. アルタンウルツィー	L G L センター調停人
G. アムガラソール	L G L センター調停人
A. アリウトール	L G L センター調停人
T. バヤルトウグス	L G L センター調停人
B. ブルネー	L G L センター調停人
D. ダワ	L G L センター調停人
N. オドントヤ	L G L センター調停人
L. ウルツィーフ	L G L センター調停人
H. ツェツェグホロル	L G L センター調停人
B. エンフトゥブシン	L G L センター事務局

J I C A 法整備支援プロジェクト：

田邊 正紀	前専門家（2004 年 3 月～2006 年 6 月）
飯塚 美葉	専門家（2006 年 9 月～2008 年 11 月）
L. ナラントヤ	アシスタント（2004 年 3 月～2007 年 9 月）
L. バトビレグ	アシスタント（2007 年 10 月～2008 年 11 月）
L. アルタンゲレル	アシスタント（2007 年 11 月～2008 年 4 月）

監修：L. バトビレグ

発行部数：1500 部

目次		モンゴル語	日本語
	1 出版にあたって	モンゴル弁護士会長	5
	2 前書き	飯塚美葉	6
第1部	調停について		7
	1 調停とは		9
	2 ADRとは		9
	3 調停と裁判の比較		9
	4 調停と仲裁の比較		10
	5 調停のメリット		10
	6 調停手続の流れ		12
	7 調停人としての行動基準		13
	8 日本で調停人に対してよくある不満		14
	9 弁護士倫理との関係		14
	10 調停で扱える事件		15
	11 調停に向いている事件		16
	12 申立の手続		16
	13 調停人の選任		17
	14 相手方の呼びだし		17
	15 調停の座席配置		17
	16 はじめの挨拶		18
	17 参加者の確認		18
	18 同席方式と個別面接方式		20
	19 当事者の最初の意見陳述		21
	20 話し方、聞き方の工夫		21
	21 当事者の主張の整理方法		22
	22 説得技術		23
	23 調停打ち切りの判断		27
	24 調停案の作成・提示		28
	25 話し合いではない合意確保の方法		29
	26 履行確保手段		30
	27 調停条項		31
	28 終わりの挨拶		34
	29 事後処理		34
	30 法律相談・調停センターLGL規則(旧規則)		35
	31 新規則制定に関する弁護士会長決定		38
	32 調停センター規則(新)		39
	33 法律相談センター規則(新)		43
	34 書式1:事件受付シート		46
	35 書式2:申立人アンケート		47
	36 書式3:相手方への呼び出し状		48
	37 書式4:調停条項例		49
	38 調停人メンバーリスト		50
	39 LGLセンターリーフレット		51
	40 手数料の改定について		53
第2部	モンゴル調停事例集		55
	調停センターで扱った事例一覧		57
	貸金	事例1-8	58
	売買	事例9	66
	不動産	事例10	67
	アパートの管理	事例11	68
	建築	事例12-14	69
	労働	事例15	72
	会社の株式	事例16	73
	ビザ関係	事例17-22	74
	損害賠償	事例23-25	80

	詐欺被害	事例26	83	
	家族	事例27-31	84	
	事件統計		89	99
第3部	日本の調停センターに関する資料		93	103
	42 日本の調停センター規則(愛知県弁護士会)		95	105
	43 日本の調停条項例		114	129
	44 日本の事例1-5		115	130

(モンゴル弁護士会プレブニャム会長の前書き)

JICA 法整備支援プロジェクト専門家 飯塚美葉

モンゴルの調停センターは、JICA 法整備支援プロジェクトの支援のもとに、弁護士会の中のひとつの組織として、2006年5月に作られました。その後、約2年半たち、プロジェクトもここで一度終わりとなりますので、これまでの活動のまとめとして、このような本を作りました。

はじめはなかなか事件が来なかったり、また、事件が来ても、記録が残っておらず、この本に反映できなかったものもあります。ですが、いずれにしても、今回この本には31件の調停事件の例を収録することができました。

日本人は、相手に対して自分の不満を伝えることが苦手で、裁判をすることにも心理的な抵抗を感じる人が多いといわれています。そのため、日本では調停が広く利用されてきました。モンゴル人の性格は、日本人と違うところもあるかもしれませんが、知合いの多いモンゴルの社会においても、話し合いをして、合意によって紛争を解決する調停制度は、きっと適していると思っています。

日本とモンゴルでは、人々の性格のほかにも、人と連絡をとる方法や、集まって会う方法、書類の作り方、合意のやり方、弁護士の仕事のやり方など、いろいろ違う点があります。私たちのプロジェクトにとっても、最初は気がつかず、活動をしながら気づいたことがたくさんありました。

モンゴルの調停制度は、まだ始まったばかりであり、もっとモンゴルに合った方法になるよう、これからも改善が必要です。そのため、モンゴルの法律家の人たちの協力をお願いします。日本の法律家も、できる限りお手伝いするつもりです。

最後に、調停プロジェクトにご協力くださったモンゴル弁護士会の皆様、特に調停センターのメンバーの皆様、裁判所をはじめとする法律家の皆様、それから、翻訳、通訳、連絡などで力を尽くしてくれたスタッフの皆様にお礼を申し上げます。

第一部

調停について

第二部

モンゴルにおける調停事件の資料

第三部

日本の調停（ADR）センターに関する 資料

調停とは

調停とは、必ずしも法律の理屈にしばられないで、実情にあった解決をめざして話し合いを行い、その結果、当事者が合意することによってトラブルを解決しようとする制度です。

裁判官や仲裁人などの第三者が出した結論に従うのではなく、あくまでも当事者双方が合意して結論を出すところをもっとも大きな特徴です。

他方、単に当事者同士、あるいは親戚などを入れて話し合うだけではなく、法律家や、特定分野の専門家が間に入りますので、当事者も冷静に話し合うことができ、また、違法な結論や不公平な結論が出ることを防ぐことができます。

和解とあっせん（モンゴルの法律用語、モンゴルの民事訴訟法と民法の規定について）

ADR

ADRとは、英語の「ADR (Alternative Dispute Resolution)」の頭文字をとった略語で、主なものには調停と仲裁があります。

ADRは、裁判のように政府（国家権力）によって紛争を解決するのではなく、民間組織、市民相互の力で紛争を解決するもので、その役割が、最近国際的にも注目されています。ADRはアメリカ、日本、ドイツなどで広く利用されています。

裁判、仲裁と調停のそれぞれの違い、メリットやデメリットを下記に紹介します。

調停と裁判の違い

1 紛争解決方法

裁判では、裁判官が、法律にしたがって判決を出します。判決の内容は、当事者の意思や希望とは異なる場合もあります。

これに対して、調停では、調停人が判断を出すのではなくて、当事者双方が話し合い、譲り合って、合意します。そのため、厳密な法律の理屈にしばられない自由な解決ができます。

他方、調停によって事件が解決するためには、当事者の意思が不可欠です。

当事者の言い分が大幅に食い違い、お互いに譲歩する意思がないときには、裁判をするしかありません。裁判では、当事者の意思に関係なく判決を出しますので、自分の責任を認めない被告にお金を支払わせたり、原告の主張が不当であれば棄却したりすることができますし、その判決を国家権力で強制することができます。

2 結果の執行力

裁判の判決は、強制執行力を持ちますので、執行機関に申立をして、強制執行することができます。

これに対して、調停は、現在のところ特別の法律はありませんので、当事者が合意した調停事項については、通常の契約と同じ効力しかありません。そのため、当事者が調停事項を守らない場合には裁判に訴えて判決を得る必要があります。ただし、この点については、裁判をしなくても強制執行力を得ることのできる方法がいくつかあります。

3 手続

裁判の場合は、三審制をとっており、判決に不満があれば、控訴や上告ができますが、その分時間もかかります。また、証拠の提出や期日の開催について、法律による細かい決まりがあります。このため、専門的な知識のある弁護士を依頼しなければならない場合もあり、費用も多くかかるのが一般的です。

これに対して、調停は、お互い合意して結論を出しますから、控訴や上告などといったことはありません。また、手続も裁判に比べて柔軟で、費用も比較的安くて済むといわれています。

また、裁判は、国家権力がおこなうものですから、国際条約や各国の憲法によって、原則公開すべきとされていますが、調停は、当事者同士の話し合いですから、必ずしも公開すべきとはされていません。

調停と仲裁の違い

1 申立手続

仲裁を申し立てるためには、相手方と仲裁合意をしておく必要があります。逆に仲裁合意があると当事者は裁判所へ訴え出る権利を失います。

これに対して調停は、合意がなくても当事者の一方が申し立てることが出来ますし、調停中でも裁判に訴えることは可能ですし、裁判中でも調停を申し立てることも可能です。

2 紛争解決方法

仲裁では、裁判と同じように、最終的には当事者の意思に反してでも仲裁人が仲裁判断をします。当事者は、途中で手続をやめることはできません。

これに対して、調停では、当事者が合意しなければ紛争が解決することはない、調停人は当事者の意思に反して何かを判断することはありません。当事者は、いつでも手続をやめることができます。

3 結果の執行力

仲裁判断は、仲裁法によって判決と同一の効力を有します。したがって、当事者が仲裁判断に従わない場合には、**裁判と同様**、強制執行を行なうことができます。

これに対して、調停で行った当事者の合意は、**通常の契約と同じ効力しかありません。**

4 仲裁と調停のメリット・デメリット

下記の調停のメリットのうち、1～5は、仲裁と調停に共通するメリットです。

6～11は、仲裁にはない調停のメリットです。

覚えておきたい調停のメリット

1 迅速

裁判では法律に定められた期間を守らなければならない、事件受理から60日間に決定をするとか、法的な延期の場合もあります。また、民事の裁判では必ず3審制がありますが、調停では3審制はありません。また、¹裁判所と異なり、夜間や休日にも期日が設定できます。

2 費用が低額

訴訟だと裁判所に費用を支払った上に、弁護士や公証人に費用を支払う必要があるが、調停であれば当事者は弁護士を雇う必要はなく、調停人にのみ費用を支払えばよい。²（もちろん、弁護士を代理人として雇って調停をすることも可能です。）

3 非公開

裁判は公開の法廷で行わなければならないが、調停は非公開で行うことができるので秘密を守ることが出来る。³

4 柔軟な手続

法律で規定された訴状の形式を整えなくても、センターから作った申立書式に記入してお互い話し合い、ファックス、Eメールなどいろいろな方法が可能である。現場検証や証人尋問などについても、裁判より簡易な形式で行なうことができる。⁴裁判では出来ない外国語による手続も可能である。

5 専門的調停人

裁判官は自分で選ぶことができず、しかも、当該事件の専門であるとは限らない。例えば、医療事故の事件の場合に医療に詳しい裁判官が担当するとは限らない。

しかし、調停であれば、医療に詳しい専門家を調停人に選任することができる。

6 平和的解決

訴訟の場合、勝たなければならないので、相手方と戦わなければならない、結果も勝ち負けでしか現れない。

しかし、調停であれば、相互に相手を理解し、譲り合わなければ解決せず、紛争が終了した時点で、当事者間に対立がなくなる。

7 合理的解決

例えば、ある人の土地の上に、勝手に第三者が建物を建てた場合

¹ モンゴルの第1審には60日という期間制限があり、第1審と調停だけを比べた場合に、極めて調停のほうが迅速であるとまでは言えない。

² 裁判所へ提出する証拠のコピーには公証が必要である。

³ 具体例は、裁判が非公開となる場合との関係を説明することが困難であるのであえて入れない。

⁴ 日本では、簡易な証拠調べがここで強調されるが、モンゴルでは多くの場合に法定証拠主義が採用されており、このメリットはあまりない。調停の場合にも法定証拠主義を無視することはできないと考えられる。

裁判ならば、土地の所有者は、法律上、相手方に建物を取り壊して出て行けという権利しか有していないため、そのような主張しかできず、判決も「建物の所有者は建物を取り壊せ」というものしか出ない。しかしこの結論は、建物が無駄になるだけでなく、土地の所有者にとってもあまりメリットはない。

調停であれば、法律上の権利があるかないかには縛られないので、**話し合いによって、土地の賃貸契約を結び、土地所有者が毎月賃料をもらう一方、建物所有者も賃料を払って建物を使い続ける、という合意をして解決することもできる。あるいは、土地の売買契約を結び、土地の所有者が建物の所有者に建物を買うという結論もありうる。**

8 双方当事者の満足

例えば、姉妹でオレンジ1個を共有しているとする。

裁判でこれを分ける場合、お互いちょうど2分の1ずつの権利しか有していないので、真ん中で半分に分けて分割するしかない。確かに、二人ともオレンジを食べたかったのであれば、二人とも50パーセントずつの満足で平等である。

しかし、調停であれば両者の意見をよく聞いて、一方は皮をもらってマーマレードを作り、他方は中身をもらってジュースを作るというかたちで、二人ともが100パーセント満足できる可能性がある。

9 強制執行のない解決

例えば、裁判で1,000,000tgの請求をして勝訴した場合、相手方が一括で支払うことができなければ、強制執行するほかない。しかし、強制執行しても相手方がその時点で1,000,000tgを持っていないければ回収できない。せっかくもらった判決もただの紙切れである。

調停であれば、1,000,000tgの債権を毎月50,000tgずつ20回に分けて返してもらうという合意をすることにより、強制執行手続なく回収できる可能性がある。

10 当事者の積極的役割

裁判の場合、自分の言いたいことを言い切ったら当事者の役割は終わり、後は紛争当事者ではない裁判所が判断をするだけである。

調停の場合、自分の主張をするだけでは解決せず、当事者が相手方の主張の意味や理由を考え、積極的に解決策を模索し、相手方を説得し、時には相手方と協力しなければ紛争は解決せず、最後まで当事者が紛争解決の主役である。したがって、紛争当事者ではない裁判が判決するよりも両当事者にとって良い結果が出る可能性がある。

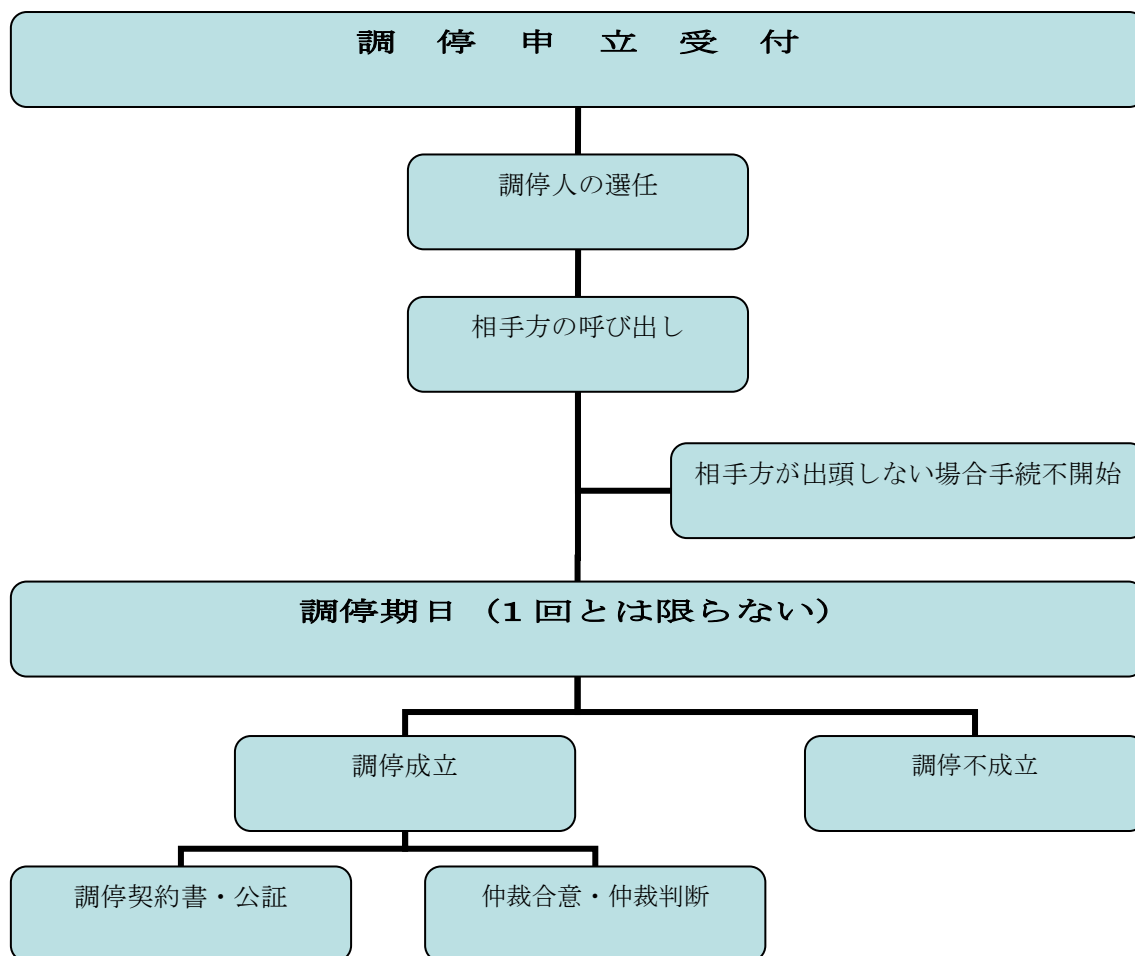
11 賄賂のない解決

調停は、調停人が**結論を出すわけではなく、双方の合意が必要である**。したがって、調停人に賄賂を渡しても、相手方が了解しない限り、自分に有利な紛争解決を導くことにはならない。

調停人に賄賂を渡すよりも、相手方の**事情を考慮して**、自分の立場を譲ったほうがよ

ほど紛争解決につながる。⁵

手続の流れ



調停人としての行動基準

調停を成功させる一番のポイントは、調停人が当事者から信頼されることである。調停人を信頼できなければ、当事者がその調停で合意することは難しいであろう。そこで、調停人として注意すべき点を以下に述べる。

1 時間を守ること

- ・調停人が、調停開始時間に遅れて当事者を待たせたり、欠席したりするようなことが

あってはならない。

・次の予定のために、**複数いる**調停人の**うちの**1人が途中退席することも避けるべきである。

2 身だしなみを整えること

- ・出来る限りスーツ・ネクタイを着用する。

3 言葉遣いに注意すること

・特に当事者の呼び方に注意する。ヒンネ、フーイなどは禁物。チーも、あまり使わないように気をつける。⁶

- ・当事者に対して威圧的な言葉遣いをしない。
- ・当事者を見下したような話し方をしない。
- ・法律用語・専門用語の使いすぎにも注意する。

4 忍耐強く、冷静であること

- ・当事者の話が長い、話のつじつまが合わない、当事者が遅れてくる、当事者が一度決めたことを急に变えるなど、調停人にとって、不愉快なことが起きても絶対に怒らない。調停人が怒った時点でその調停は終わりです。
- ・当事者が暴れたり、泣き出したりしても、調停人は常に冷静である必要があります。
- ・当事者が調停をあきらめる前に、調停人が調停をあきらめることは論外ですが、当事者が調停をあきらめたからといって、調停人はすぐに調停をあきらめてはいけません。

5 公正中立を疑われないようにすること

- ・親戚や友達の事件の調停人になることは避ける。⁷
- ・当事者の代理人と親しげに話さない。
- ・当事者からプレゼントをもらわない。
- ・当事者の車に乗せてもらわない。
- ・当事者双方に与える時間の均衡を失しない。どうしても片方を長く聞く必要がある場合には、もう一方にその理由を説明する。
- ・当事者双方が同席している席で、片方に味方するような言い方をしない。但し、ケースによっては、法律的な結論を明示する必要がある場合もあるので、難しい問題である。
- ・国籍・教育・宗教・信条など憲法で差別が禁止されている事項はもちろん、民族・貧富・男女などで差別するような発言も控えるべきである。
- ・一方だけを見て話すとか、一方だけの話にうなずく、一方の話だけたくさんノートを取るなど細かい部分の中立性にも気をつける。

⁶ チー：年下に対する呼び方。ヒンネ：ちょっとあんた。フーイ：身分が下の人を呼ぶときの言葉

⁷ 当初、知人の調停を避けることとしていたが、モンゴル社会は狭いため、知人を避けると調停人が見つからないという問題がある。

6 当事者の話をよく聞くこと

- ・理由も説明せずに、その話は聞く必要がないなどと当事者の話を制止しない。
- ・先入観を持って当事者の話を聞くことは避けるべきである。
- ・特に、立場の不利な当事者の話はきちんと聞くようにする。
- ・書類に書いてあることを理由に、発言を制止しない。
- ・1回の調停時間は、長めに設定する。当事者は、会社などを休んで、遠方から来ている場合があることを考慮すべきである。
- ・当事者よりも、調停委員のほうが長くしゃべるという事態は、原則として避けるべきである。

7 リーダーシップを発揮すること

- ・当事者の発言を公平にコントロールするのは、調停人の役目です。
- ・調停が一定の段階にきたら、当事者の主張を整理し、調停案を提示するなど、解決に向けた道筋を示すのは調停人の役目です。
- ・但し、威圧的な態度や批判、説教などは、リーダーシップとは違います。

8 秘密の厳守

- ・調停人には厳しい守秘義務が課され、これを守ることによって当事者からの信頼が得られる。
- ・弁護士である調停人は、弁護士法や弁護士倫理規則に定める守秘義務を負うことは当然として、調停センター規則にさだめる秘密保持義務も守らなければならない。
- ・調停人は、当事者の同意がない限り、事件の内容及び手続の中で得た情報（当事者の主張、提出された証拠の内容など）はもちろん、当事者の名前や調停手続が行われていること自体も他人に話してはならない。研究や報告に使用する場合には、当事者の名前はもちろん、事件の金額や特殊な事情など、関係ない人が見て当事者や事件が特定できるようなものは伏せる。
- ・秘密を漏らしてはいけない対象には、一般的な第三者はもちろん、家族、同僚の弁護士、事務所のスタッフ、センターの職員なども含まれる。調停人は、調停の進め方などについて悩んでも、一緒に当該事件の調停人となっている者以外に相談することは出来ないことになる。
- ・秘密保持義務は、調停中はもちろん調停が終了した後も永遠に継続する。

日本で調停人に対してよくある不満

日本で行われた調停当事者に対するアンケート結果では、当事者の話をじっくりと聞いてくれた調停人に対しては、概して満足していることが明らかとなった。

- 1 調停人が開始時間に遅れたり、欠席したりしても、謝りもしない。
- 2 調停人が記録を読んでいない。

調停人が記録を読んでいるかどうかは、話をしていれば当事者には分かる。また、同じ質問を何度もすると話を聞いていないのではないかと思われる。

- 3 当事者の話を聞く時間配分が不公平である。
- 4 言葉遣いが横柄で、威圧的な態度をとる。
- 5 当事者を説得する努力をしないで、双方の主張の隔たりが大きいというだけの理由で調停を打ち切りにする。
- 6 自分の意見を持たず、双方当事者の主張の真ん中を取った調停案でまとめようとする。
- 7 当事者の意見をあまり聞かず、自らの意見を当事者に押し付けようとする。

弁護士倫理との関係

調停人は、完全に中立な立場で当事者双方の話をきくべきである。

この点で、特定の当事者の代理人として、その当事者の主張を代弁する弁護士とは明らかな違いがある。

したがって、弁護士が調停人となる場合には、自己の弁護士としての立場と調停人としての立場をはっきり区別しなくてはならない。

AとBが対立している場合に、弁護士が、Aの代理人として、Bと交渉することがある。Bにも弁護士がついていれば、法律家である代理人同士の交渉となるため、問題が起きることはあまりないが、Bに代理人がついておらず、B本人と交渉するときには注意が必要である。この場合、この弁護士はあくまでもAの代理人として行動しているのであり、その行動はまずAの利益のために向いていることが必要である。またこの場合の弁護士の報酬はAのみから支払われる。たとえAとBの交渉が非常にうまくまとまり、Bからも喜ばれたとしても、この場合にA、B両方から報酬を受け取ることは双方代理となり、明らかな弁護士倫理違反である。

他方、AとBが対立している場合に、弁護士が調停人として入る場合は、A B双方から中立公平に話を聞かなければならず、一方のみを有利に扱ったり、他方のみに法律的なアドバイスをしたりすることは許されない。また、調停人としての報酬は、A B双方が調停条項の中で合意した方法や、調停センター規則によって定められた方法でのみ受け取ることができる。

したがって、弁護士は、法律家として調停人の仕事をしていてもかまわないが、そのときには必ず、弁護士（代理人）としてではなく、中立な立場でおこなっていることをはっきりさせるべきである。したがって、例えば自分の法律事務所で、個人的に調停業務をおこなうことは、現状では望ましくない。弁護士としての業務をおこなっているのか、調停人として業務をおこなっているのか外部の人にわかりにくく、弁護士業務、調停人業務の

双方に対する信頼を損なうおそれがあるためである。少なくとも調停制度が普及するまでは、調停は、中立な立場の調停人であることがはっきりしている調停センターなどの機関以外ではおこなわないようにすべきである。

調停で扱える事件

1 民事事件

- ・一般に民事裁判を行えるような事件は、すべて調停で扱うことが出来る。
- ・すでに民事裁判となっているものについても、判決の前後に関わらず扱うことが出来る。⁸

なお、家族に関する事件などの場合、当事者が合意していても、裁判所の判決が必要な場合があるので、注意する必要がある。例えば、未成年の子供がいる場合は、夫婦が自分たちの合意だけで離婚することができず、裁判所で判決をもらわなくてはならないので、調停では解決できない。養子縁組を解消する場合なども同じ。

*家族関係事件⁹ 会長担当：家族法の中の裁判所専属事項をピックアップする

- ・法律により、裁判によらなければならないとされている場合を除き、扱うことが出来る。¹⁰家族法に多くの規定があるのできちんと確認する必要がある。

2 刑事事件

- ・刑事事件そのものは、扱うことが出来ない。
- ・但し、損害賠償に関する部分は、刑事事件と切り離して扱うことが出来る。¹¹

3 行政事件

- ・原則として扱うことは出来ない。
- ・但し、実質的に民間対民間の事件であり、話し合いによる解決の可能性がある場合には、扱うことができる。例えば、2つの鉱物採掘会社に同一の場所に2順に許可が出てしまった場合、片方を行政事件として取り消すのではなく、2社で共同利用することを話し合うことなどができる場合がある。

4 裁判で扱えない事件

- ・法的には権利が存在せず、裁判で請求することが不可能な場合でも、当該紛争が法的なものであり話し合いによる解決に適していれば扱うことも可能である。例えば、お互いに不動産を売買したいと思っているが金額などの条件だけが折り合いがつかない場合には、利用可能であると考えられる。

⁸ モンゴルには、付調停制度はないので、裁判継続を理由に受付を拒否する理由は内容に思われる。また、判決後も強制執行不奏効の場合などに調停を行なうことも可能と考えられる。

⁹ モンゴルでは、家族法は民法とは別の法典である。

¹⁰ 例えば、18歳未満の子供がいる場合には、協議離婚はできず必ず裁判離婚となる。

¹¹ モンゴルは付帯私訴制度を採用している。

調停に向いている事件

1 少額事件

裁判をするほど大げさではないが、解決しなければいけないような事件。

例えば、銀行の送金手数料 25,000円 の二重払いが問題となっているような事件の場合など裁判で解決するには金額が低すぎる場合

2 秘密保持が必要な事件

個人のプライバシーが関係する事件や企業秘密が関係する事件。

例えば、不倫事件や特許に関するライセンス契約の争いなど

3 専門的分野に関する事件

例えば、パソコンのプログラムの不具合によって発生した損害に関する争いや医療事故に関する損害賠償請求など

4 私法上の請求権を構成しにくかったり立証が難しい事件

企業買収に関する争いで買う側の企業も売る側の企業も売買については合意しているが値段で争いがある場合や誰も見ていないところで起きた事故に関する損害賠償請求など

5 親族や近隣の事件など、感情的対立が激しいが話し合いによる解決が望まれる事件

遺産相続に関して親子でもめていたり、騒音など隣同士でもめており、感情的な対立が激しいが、将来的にも親子や隣同士として付き合いをいかなければならず、事件の内容だけでなく、感情の対立も解決する必要がある事件

6 当事者間で話し合いをする意思があるが、公正な第三者がいなかったために行き詰っている事件

例えば、アパートの大家と借主が、トイレが壊れたことでもめており、大家も借主も賃貸借契約を解除するつもりはないが、間に入る人がいないために話し合いが前に進まない場合など。

申立の手続

1 申立書

定型の書式を調停センターで用意します。但し、この書式を利用しない申立も必要事項が記載されていれば受け付けます。

申立書は、調停センターに持参する方法、郵送、FAX で送付する方法、いずれも認めることにします。但し、郵送、FAX の場合、正式な受付は、申立手数料の持参ないし振込みがあった時点とします。

モンゴルの調停センターでは、センターに来て事件の申立をした人にアンケートにも記載してもらっています（書式2）。

証拠は、コピーを提出してもらいます。コピーには、公証人の印鑑は必要ありません。

¹²原本は重要であるため、期日に本人に持参してもらい照合確認をします。

2 受理手続

調停手続で事件を解決できるかどうか審査をします。具体的には、裁判所の専属管轄ではないか、公序良俗に反する違法なことを求める申立ではないか等を審査します。調停に向いていないとか、申立書の意味が分かり分かりづらいとか、証拠が不足していることを理由に不受理としたり、受理を保留して当事者に補充を求めることはせず、幅広く受理をします。¹³出来る限り避けます。調停は、裁判手続と違い、そのような部分は調停を受理して話し合いを進める中で判断していくことが可能です。

調停人の選任

調停人の選任は、調停制度成功の鍵と言っても過言ではない。きちんとした選考基準を設け、誰が見ても公正な選考を行うべきである。

1 選任手続

- ・原則として各当事者が1名ずつ調停人を選任し合計2名の調停人を選任する。原則として申立人は申立時に、相手方は調停に出席する回答をするときに調停人候補者名簿の中から選任してもらう。
- ・当事者が、調停人を選任しないとき、ないし、調停人の選任を調停センターに一任したときには、調停センターが適切な調停人を選任する。
- ・調停人が、専門的調停人が必要であると判断した場合には、2人の調停人の話し合いにより専門的調停人を選任し、3名で調停を行なう。調停人間で合意できない場合には、センターが選任する。

2 調停人となるべきでない場合

- ・調停人が、当事者のどちらかと個人的ないし仕事上の関係がある場合。例えば、同じ職場の人の事件や、現在または以前に依頼を受けたことがある場合など。
- ・調停人が同様の悩みを抱えている場合。例えば、離婚で悩んでいる人は離婚調停を扱うことはなるべく避けるべきである。
- ・事件の内容が、特定の政治団体や宗教と深い関係がある場合には、特定の政治団体に加入していたり、特定の宗教を強く信仰している人は調停人になるべきではない。

3 当事者による忌避

- ・調停人は、当事者から公正性を疑われるような事実があるときは、手続開始前に当事

¹² モンゴルでは、裁判所に提出する証拠のコピーには、公証が必要であるが、手続や費用面調停で要求するのは不合理であろう。

¹³ 行政手続きなどにおいて、申請書への補充要求は、賄賂要求の常套手段であるから、弁護士会にはこのようなことを絶対にさせないための規定である。

者にそれを開示し、意見を聞かなければなりません。

- ・一方当事者から調停人に対し忌避の申立がなされたときは、調停人本人が相当の理由があると考えるときは自ら辞任します。相当の理由があるかいは不明な場合ないし相当の理由がないと考える場合には、調停センターが選任する審査員が忌避事由の審査を行い決定します。
- ・双方当事者から同一の調停人に対し忌避の申立がなされた場合、当該調停人は辞任します。
- ・重大な理由がないにもかかわらず、当事者が忌避を繰り返す場合には、そのままの調停人で手続を進めるか、当事者に調停に応じる意思がないと判断して、調停を不成立とするか決定することになります。

相手方の呼び出し

呼び出し手続

- 1 調停センターが作成した呼び出しの書面を送る（書式3）。

呼び出し状には申立書のコピーをつけない。申立人の書いた申立書には、一方当事者の言い分だけを書いてあるので、相手方にそのまま見せると、感情を害し、紛争をより大きくするおそれがあるからである。¹⁴

- 2 調停人から電話をする。¹⁵申立人の同意ないし同席を得るべき。

調停の座席配置

座席配置は、話し合いのしやすい雰囲気作りのために大切である。

- 1 座席配置は、当事者に決めさせる（現地で変更、詳細は確認が必要）。
- 2 調停人は、入口付近に座ります。当事者に対し、自由に出入りしにくい雰囲気を作るためです。身分の高い人が、入口から遠い席、窓を背にした席に座る傾向があるが、調停人は当事者よりも身分が高いというわけではないので、これら傾向に縛られる必要はない。調停人が複数いる場合には、まとまって座った方が良い。調停人同士のコミュニケーションをとりやすくするためである。¹⁶
- 3 当事者同士は、対面させて座らせるようにします。話し合いを行なう当事者同士が目と目を見て話ができるようにするためです。各当事者グループの中では、本人を調停人の一番近くに座らせ、利害関係の深い人から順番に座ってもらいます。

¹⁴ 素人の記載する申立書には相手方への誹謗中傷が多く書かれている可能性があり、これを相手方に見せることは調停の成立や出席を阻害する恐れが高いから。

¹⁵ 第2東京弁護士会では、あっせん人からの電話による依頼も行なっている。その上で、出席率は約60パーセントである。

¹⁶ まとまって座ると威圧感がありよくないとの意見もある。

はじめの挨拶

はじめの挨拶は、調停の雰囲気を作るという重要な役割があります。調停人が公平であること、調停では当事者が主体であることなどを当事者に理解してもらう必要があります。以下の項目を必ず説明します。

- ・調停人の紹介

名前と職業、トレーニングを受けていること、公正中立であること。¹⁷

- ・調停の目的

当事者が主役であり、調停人はお手伝いをする立場であること。

話し合いによる合意の形成が最終目標であるが、両当事者が同意しない限り結論を押し付けることはしないこと

- ・調停の利点

非公開であり、秘密が守られること

当事者が自由に自分の意見を述べられること

- ・調停のルール¹⁸

調停人は両当事者に公平に機会を与えるので、発言は調停人の指示に従うこと。相手の話をさえぎらない。相手を非難しない。乱暴な言葉遣いをしない。

同席方式と個別方式があり、調停人が当事者の意見を聞いて方式を決定すること。

個別方式の際に聞いた話は、話した人の許可がない限り、相手方には伝えないこと。

当日予定されている調停の時間。 ・調停が成立したときの手数料について

調停が成立したときの手数料について説明しておく。

- ・調停が不成立の場合の扱いについて

調停不成立の場合、裁判所や警察で、所定の手続をとることが可能であることを説明しておく。

- ・当事者からの質問

必ず最後に当事者からの質問を受け付けること。調停人にとっては、何度も経験のあることであっても、当事者にとっては初めてで調停について全く何も知らないのだということを忘れないこと

2 はじめの挨拶のモデル

参加者の確認

1. 家族などを伴ってきた場合

¹⁷ 日本では自己紹介しない場合も多いが、モンゴルでは自己紹介しなければ信用されないし、そもそも選任段階でプロフィールを公開しているので、自己紹介を避ける理由はない。

¹⁸ 当事者と調停人の間で、手続に関する合意書を作成するかどうか検討したが、日本と同様作成しないことにした。なるべく形式的作業を省くためである。

- ・原則として、調停室には当事者だけに入ってもらいます。調停の原則は当事者同士で話し合いを行なうことです。当事者以外の人が入ると話し合いがスムーズに進まない場合が多いからです。
- ・当事者がどうしても一緒に調停室に入りたいと申し出た場合には、その理由を聞きます。調停人が、理由を聞いた上で、調停室に入ってもらってもよいと判断した場合でも、必ず相手方に参加させてもよいかどうか確認をする。参加させてもよいという返事だった場合にも、調停人の許可なく発言しないようお願いをしておく必要がある。
- ・相手方が、参加させたくないといった場合、調停人が判断する必要がある。原則として、第三者を参加させる必要はないが、最終的には、事件との関連性、当事者がその人を参加させたい理由、参加させることによる相手方の不利益、当事者間の人数のバランスなどを総合考慮する。調停人は、いずれの結論を取った場合でも自分の意見が通らなかった側の当事者に理由を説明する必要がある。
- ・伴ってきた第三者を参加させなかった場合でも、第三者に対して「なぜついてきたのか」などという態度を取ってはいけない。「調停は当事者同士で話し合うことが原則である。しかし、あなたの意見が必要になる場合があるかもしれないので、待っていて欲しい」などと柔軟な対応を取る。

2. 弁護士を伴ってきた場合¹⁹

当事者が、弁護士をつれてきた場合には、一緒に調停に入ってもらいます。弁護士を雇うことは当事者の権利だからです。当事者に弁護士がつくと、弁護士が強硬な主張をして、調停がやりにくくなるかといえばそうではありません。弁護士が当事者を説得してくれることもありますし、調停人と一緒になって調停案を考えてくれることもあります。

- ・立場が上の弁護士がついても、必要以上に尊敬の態度を示さない。

当事者は、強い弁護士がつければ、自分の主張が通ると誤解します。また、強い弁護士をつけないければ、自分の主張が通らないとも誤解します。

- ・弁護士をつけたことやつけた弁護士について攻撃しない。

調停であっても弁護士をつけること、弁護士を当事者が自ら選択することは、当事者の権利です。弁護士にも、調停に協力してもらうという気持ちで望むべきです。

- ・原則として、当事者と弁護士は同席させる。

調停は、あくまでも当事者が主役ですので、弁護士のみの出席ではなかなか調停はうまく行きません。

例外的に、双方当事者に弁護士がついている場合で、双方当事者が了解した場合には、調停人と双方の弁護士だけで話し合う機会を設けることも考えられます。感情的な対立なく、合理的な解決策を模索するのに役立ちます。

¹⁹ モンゴルで代理人という場合、弁護士以外の一般人やリーガルアドバイザーも含まれるので、あえて「弁護士」という言葉を使っている。

当事者を残して、弁護士を退席させることは、当事者と弁護士の信頼関係を損なう恐れが極めて強いので絶対に避けるべきです。²⁰

調停の途中で、当事者と弁護士が別室で協議することは、積極的に認めるべきです。自らの弁護士と秘密で協議できることは、弁護士をつけた当事者の当然の権利ですし、当事者と弁護士の間で、意見が一致しなければ調停の進行の妨げになる場合があります。

- ・誰に対して話をすべきか。

調停の主役は当事者であることを前提にすると、当事者本人に話をすることになるが、その当事者本人がわざわざ弁護士を連れてきていることを考えると、弁護士に対し話をすることになる。

調停人が、当事者本人と弁護士のどちらか一方に発言を求める場合には、他方の了解を得た方が良い場合もあると思われる。

- ・弁護士を連れて来た場合、弁護士に、弁護するというより、話し合いで解決するほうが両方にとって利益な場合があることを事前に理解してもらうとよい。

3. 会社など法人の場合

- ・原則として、紛争の原因に直接関わった社員よりも、感情的な対立がなく、過去にとらわれずに将来の経営への影響を念頭に解決策を検討できる上司の参加が望ましい。

また、リーガルアドバイザーや、担当社員などの場合、あまり決定権限がなく、ただ上司に言われたメッセージを伝えるだけの場合もあり、上司への報告、決済のために余分な時間がかかるし、相手方の意思や調停人の説得、調停の雰囲気、決定権を持った人にうまく伝わらない場合があるので、出席する担当社員には、会社から決定権をもらってくるよう指導する。

紛争を解決することのできる立場の人を参加させるほうが紛争を解決するのに効果的である。

同席方式と個別面談方式

1 同席方式のメリット・デメリット

メリット

- ・当事者の主張を同時に聞くことができ、調停人の意見を同時に伝えることが出来る。当事者にとっても相手方の意見を直接聞くことが出来る。これによって、時間や事務手続きが簡素化できる。
- ・紛争の客観的な全体像及び争点が全員に明確になる。
- ・当事者間の人間関係の回復を図ることが出来る。

デメリット

- ・一方当事者が、十分に言いたいことをいえない場合がある。

²⁰ モンゴルでは、裁判官が良くこれを行なうようであるが、極めて批判が強い。

- ・当事者間の感情のもつれが増幅する場合がある。

2 個別面接方式のメリット・デメリット

メリット

- ・当事者が、素直に事件の内容、自分の気持ち、不満、希望などを述べる事が出来る。
- ・当事者が、相手方には秘密にしておきたいが、調停人には聞いて欲しい事柄を述べる事ができる。
- ・調停人が、訴訟における敗訴の危険を説明して、一方当事者を説得しやすい。
- ・当事者が、同席調停では先に譲歩したと思われることを恐れて言うことができない解決案を提案することが出来る。

デメリット

- ・調停人の公正さを疑われることがある。一方当事者と調停人が密約を交わしたと疑われたりする。
- ・調停者が一方当事者（特にはじめに話を聞いた当事者）の感情に流される可能性がある。

3 選択の基準²¹

- ・開始の挨拶は、暴力事件の発生が予想されるなど特殊な場合を除いて、同席で行なう。また、調停成立時の調停条項の確認は同席で行なう。
- ・第 1 に当事者の意見を聞き、尊重する。この意見聴取は、少なくとも各期日のごとに行う必要がある。
- ・両当事者が同席方式を希望したときないし一方の当事者が希望し相手方が了解したときは、原則として同席方式で行なう。

当事者の意見に反して、個別面接方式を採用すべき場合としては、当事者ではない第三者の話を聞く場合で、当該第三者が個別面接方式を希望した場合が挙げられる。

また、両当事者とも同席方式を希望しているが、両当事者とも相手方に文句を直接言いたいだけであることが明らかであり、同席させても調停人の話や指示を聞かずに喧嘩を継続するような場合には、個別面接方式に切り替えてもよい。

- ・両当事者が個別面接方式を希望したときないし一方の当事者が希望し相手方が了解したときは、原則として個別面接方式で行なう。

当事者の意見に反して、同席方式を採用すべき場合として、最終的な調停案を確認する場合などが考えられる。

- ・両当事者の一致した意見とは異なる方式を調停人が採用する場合には、両当事者にその理由を説明する必要がある。
- ・両当事者の意見が異なる場合には、それぞれの当事者から理由を聞いた上で、調停人が判断することとなる。

²¹ 第 2 東京弁護士会は、同席を基本とした方法で成功しているようである。

判断基準としては、当事者間の関係（知り合いか、力関係に差があるか、感情的対立が激しいか）、当事者の個性（相手がいてもしゃべれるか、相手の話を冷静に聞けるか、相手方いる場所で譲歩できるか）、調停人の望み（個別にじっくり話を聞きたいか、一方当事者のいないところで確認すべき事項があるか、どちらか一方を強く説得したいか、当事者同士で話をさせてみたいか）、当事者と調停人との関係（当事者は調停人を信頼しているか²²）、調停の進行状況（話し合い促進のために雰囲気を変える必要があるか）などにより決定すべきことになる。いずれの方式を採用するにしても、当事者に対しその理由を説明すべきである。

4 個別面接方式の場合の注意点

- ・個別面接方式の最大のメリットは、当事者が話をしやすくなるということです。このメリットは、調停人は、個別面接の際に聞いた事柄は、話した当事者の了解がない限り絶対に相手方には伝えないという秘密厳守が前提となります。調停人が、個別面接の際に聞いた事柄を相手に伝えたいと思ったら、必ず話してくれた当事者に確認する必要があります。
- ・個別面接の際の時間配分は、両当事者公平にする必要があります。調停人に公正さを疑われないためです。また、一方当事者との個別面接は長くても 30 分程度とすべきです。待っている当事者の気持ちを考えましょう。

当事者の最初の意見陳述

原則として、申立人→相手方の順に行なう。

当事者に話してもらう内容は、「事件の内容・経緯」と「どのように解決したいか」ということが中心となる。トラブルとなった原因や相手方の過失についても聞く必要がある場合があるが、内容が相手方に対する非難や悪口にならないように工夫する必要がある。

また、一方当事者の発言中に、他方当事者が口を挟まないようにコントロールする必要がある。

話し方・聞き方の工夫

調停の主役はあくまで当事者であり、調停人は事件の解決に向けて当事者をエンパワーすることが仕事である。

1 「〇〇して下さい」→「〇〇したらどうなると思いますか」

調停人が指示するのではなく、当事者に考えさせて、最後の決定は当事者がするよう

²² モンゴルでは、法律家に対する信頼は極めて低い。このような状況では、個別面接方式は絶えず賄賂や密約の疑いをかけられる原因となる。

にもっていく。

- 2 「あなたが〇〇したことがこの事件の原因です」→「起きてしまったことは仕方がないので、この経験から将来どうしたらよいか考えましょう」

当事者に物事を否定的に考えさせず、肯定的に考えさせる。過去にこだわらず、将来を考えさせる。

- 3 自らの権利をきちんと認識していない当事者に対して「あなたには〇〇の権利があります」→「家族や弁護士と相談してみてもいいですか」

当事者の片方にだけ権利があることを告げることは調停人としての中立性を疑われる大きな原因となります。さらに調停人が権利があることを告げると、当事者は権利があるならば自分が譲歩する必要はないと誤解する可能性があります。

- 4 不合理な主張をする当事者に対して「あなたの言っていることは筋が通らない」→「〇〇が起こったのは□□の頃ですね」

当事者の発言の中で筋が通らないと思う部分について、事実確認のために当事者の言ったことを要約して繰り返すことにより、当事者に気づかせる。それでも気づかない場合には、無理に合理的な話を作り上げようとせずに、受け流すべきです。

- 5 話の長い当事者に対して「もう分かったから、やめてください」→「相手の方も話したいのを我慢してあなたの話を聞いています。相手の方の話も聞いてみたいのですがいいですか。相手の方の話が済んだらまたあなたのお話を聞かせていただきます。(同席の場合)」、「相手の方も自分の話す番を待っています。相手の方の話も聞いてみたいのですがいいですか。相手の方の話が済んだらまたあなたのお話を聞かせていただきます。(個別の場合)」

直接的な表現を行なうと、当事者は、調停人は自分の話を聞きたくない、聞いてくれないという感情を持つこととなります。

- 6 一方の発言中に勝手に発言する当事者に対して「〇〇さんの発言中です。黙ってください」→「相手の話を黙って聞く辛さは分かります。あなたにもきちんと発言の機会を与えますから、もう少し我慢して下さい」

発言のコントロールは、調停人の最も重要な役割ですから、躊躇なく行なってください。但し、一方的にルール違反としてしかりつけるようなやり方は、当事者の調停に対する期待をそぐことになりかねません。

- 7 相手方に対してののしるような発言に対して「相手の悪口はルール違反です」→「あなたが相手に対して怒っていることはよく分かりました。しかし、相手の悪口を言っても問題解決にはなりませんね。怒っている理由を私に聞かせてください」

相手方をののしるような発言のコントロールも調停人の重要な役割の一つです。しかし、当事者の怒りを押さえつけるだけでは調停はうまく行きません。相手方に対してではなく、調停人に対して怒りをぶつけさせることで、当事者のガス抜きをさせてあげましょう。

- 8 当事者の話を聞いていることを示すために「はい。分かります。」→「○○ということですね」

興奮している当事者の気持ちを静めるためや、積極的でない当事者から話を聞きだすために、調停人が当事者の話を聞いているという態度を示すことは重要です。しかし、「はい。分かります」では本当に聞いてくれているのかどうか当事者には分からないこともあります。また、一方の話にだけ相槌をうつと、他方から見ると調停人が一方当事者の味方をしているように見えることがあります。これらを回避するために、当事者の話しを要約して確認するという手段は極めて有効です。

要約するときにもテクニックがあります。①言葉の角を取る。②固有名詞を一般名詞に代える。③感情的表現を客観的表現に変える。

(当事者)「社長の△△は、ひどい人で、私をちょっとしたミスで、クビにしました。本当に許せません。」→(調停人)「雇用主が、あなたを解雇した理由が納得できないということですね。」

- 9 当事者の言い分を要約する際に「相手方はそのときあなたの意見を無視したわけですね」→「あなたはそのとき一人前に扱って欲しいと思ったわけですね」

調停においては、当事者は相手方を否定する表現を繰り返すことが多いです。これを否定的な表現のまま要約すると否定的な感覚が固定化される恐れがあります。そこで要約する際に肯定的な表現に返還するというテクニックがあります。場合によって、主語となる当事者を代えて表現することによって肯定的な表現となることがあります。このテクニックは、調停を調停人が意図する方向へ導く際に有効ですが、当事者の感覚とあまりにずれた表現をすると当事者からの不信を買うことになりますので十分な注意が必要です。

- 10 あまり話したがらない当事者に対して「相手方は○○と言っていますが事実ですか」→「そのときあなたはどうしましたか。相手方の態度をどう思いましたか」

あまり話したがらない当事者に対しては、「はい、いいえ」で答えられる質問は避けます。「はい、いいえ」で答えられる質問で調停を進めると、当事者が話さないばかりか、事実とは違う方向へ話が進んでしまうことも多々あります。

- 11 無理な要求を繰り返す当事者に対して「あなたの要求は通りません」→「あなたの要求が○○だということは分かりました。今度は、どうして○○がどうしても必要なのか、○○でないとどうしてあなたが困るのか話してください」

いきなり要求が通らないといわれたら、当事者の調停に対する期待は全くなくなってしまいます。また、これでは当事者を説得するという調停人の役割を放棄していることと同じです。調停人から見て無理な要求でも当事者にとってはそれなり理由があるかもしれないかもしれません。理由が分かれば、調停人が当事者が満足できる他の解決方法を探すことを手伝うことが出来ます。

当事者の主張の整理方法

当事者の主張整理は、当事者の混乱を整理するとともに、将来の話し合いの方向付けをするという重要な役割があります。主張整理が十分に行なわれることで、当事者は、過去の争いについて調停人がきちんと理解してくれたことを確認でき、将来の紛争解決を考えることに集中することが出来るのです。

1 主張整理のタイミング

それぞれの当事者が話をするごとに行なう方法と、両当事者の話を聞いた後で行なう方法があるが、特に初回は、双方当事者の話しを聞いた直後に一度行うのが望ましい。なぜなら、双方を聞いた後に行うのは、当事者に不公平感を与えないためと、調停人の思い込みを排除するためであり、最初の話聞いた直後に行なうのは、今後の話し合いのポイントを参加者全員で確認するためである。

その後は、少なくとも各期日の開始時、終了時に主張整理を行なうことが望ましい。

2 主張整理の内容

- ・当事者間に争いのない事項は、両当事者の主張とは別に、両当事者間に争いがない事項として整理をして問題をぶり返さないようにする。これは非常に大切な作業である。例えば、先の事例について言えば、「無断かどうかは別として、□月△日にAさんが会社を休んだということは、お互いに間違いないということですのでよろしいですね」という形で確認を行なう。これにより、Aさんが後になって「実は会社には行っていないが、別の場所で取引先と会議をしていた」などと調停の根底を覆すような主張を始めることを防止できる。

- ・問題ごとに各当事者の要求をまとめる。

「今日は、〇〇の問題について話し合いを行い、この問題を解決するためにAさんは△△を希望し、Bさんは□□を希望しているということですのでよろしいですか」

問題を述べる場合には、一方当事者の問題の捉え方に影響されないように、客観的表現を使いように心がける。「Aさんの無断欠勤による減給の問題について・・・」→「Aさんの欠勤の取扱いの問題について・・・」

主張整理の場合に問題は1つとは限られない。むしろ一つの調停の中に複数の問題が持ち込まれて当然です。なお、この時点では、当事者の希望に到底まとまる見込みがないほどの隔たりがあっても当然です。

- ・争いのない事項と、争いのある事項についての当事者の主張が明確になったら、問題の検討順序を決めてもよい。①容易なものから困難なものへ、②緊急性が高いものから低いものへ、③一般的なものから特殊なものへ、④重要性が高いものから低いものへなどいろいろな方法がある。但し、複数の問題を関連させて検討した方がよい解決策が出る場合もあるので、絶対に決めた方がうまく進行するというものでもない。

3 主張整理の方法

- ・ 口頭で行う。

最も簡便な方法であり，当事者に確認しながら作業を行なうことができるというメリットがある。但し，視覚効果がなく当事者へのインパクトに欠けること，後日に残らないことなどのデメリットもある。

- ・ ホワイトボードで行なう。²³

視覚的効果があり，当事者の頭の中も整理しやすい。その場で行なうので当事者に確認しながら行なえる口頭でのメリットも失われない。設備が用意されていれば，原則としこの方法で行なうべきである。

- ・ 調停人が作成する書面で行なう。²⁴

視覚的効果があり，当事者の頭の中も整理しやすいが，作成に時間がかかる。2回目以降の調停で，前回の調停内容を整理する場合や主張が錯綜していてその場では整理しきれない場合などに有効である。但し，書類にしてしまうと修正が利きにくいので，例えば，書類にした整理内容が当事者の意識とずれている場合などには調停人に対する信頼が失われる可能性もあるので注意が必要である。

説得技術

誠実に，熱意をもって粘り強くということは当然の前提です。調停人は，**説得したり、見せて理解させる？**などの技術も身に付ける必要があります。

1 当事者の話をよく聞くこと

法律の適用に必要な事実の聞き取りだけでは，説得に必要な事項を聞き取ることは出来ません。なぜ，調停に至ったのか，当事者はどのように解決したいと思っているか，相手方に対してどのような感情を持っているか，昔の人間関係はどうか，家族の状況はどうか，なども必要に応じて聞き取る必要があります。ときには，当事者の主張していることと，本当の希望が異なる場合さえあります。

例えば，一緒に事業をやっていた親戚に対して貸していた車を突然返すように請求する調停が起こされた場合などは，争いの原因は車ではなく事業のやり方であって，車を返してもらうことが本当の希望ではなく，車の貸し借りを解決しても紛争の解決にはならない場合もあるかもしれません。

2 当事者間の相手方に対する不信を解く努力をする

多くの紛争は知人間で起きます。つまり，もともとは信頼関係の会った人との間での

²³ モンゴル人がセミナーの際に発案した形態である。有用性は高いと考えられる。

²⁴ 当事者が作成する書面で行う方法も考えられるが，弁護士を利用しないことを前提とするとあまり主張整理としての効果はないと思われる。

信頼関係が壊れてしまっただけのことが多いわけです。この信頼関係が壊れた原因を丁寧に取り上げて、誤解を解く努力をすべきです。この際に、解決案や譲歩とは関係なく、紛争の原因においては、明らかに一方当事者が有責の場合、一方当事者から他方当事者へ謝罪してもらうことも念頭に入れます。

例えば、以前AがBに対して、「私のパソコンをいつでも使っていいよ」と言っていたとします。Bは言われた当時はパソコンが必要ではありませんでしたが、半年くらいたって必要になり、Aの言葉を思い出して、Aには何も言わずパソコンを家にもって帰って使っていたところ壊してしまい、AがBに対しパソコンの買い替えを主張している。この場合、「私のパソコンをいつでも使っていいよ」という言葉を Aは、「ここ数ヶ月はあまり使わないからここに来て使っていいよ」と理解し、Bは「もう使わないから家にもって帰って使っていいよ」と理解していたかもしれない。この場合、AはBがパソコンを壊したことよりも、無断で家に持ち帰ったことに腹を立てているのかもしれない。

3 それぞれの当事者の立場に他って考えてみる。

当事者を他人としてみていると、当事者がどうしてそのような主張をするのか分からない場合でも、具体的に当事者の立場になって考えてみると、なぜそのような主張をしているのか理解できる場合が多いです。それが理解できれば、当事者がどのような解決を望んでいいのかの理解も容易になります。

それと同時に、一方当事者に他方当事者の立場になって考えてみてもらうことも有効です。例えば、一方当事者に他方当事者がどうして一方当事者の提案を受け入れられないのかの理由を創造してもらい、説明してもらう。但し、この場合には、相手方の言っていることが正当であるということを当事者に押し付けるのではなく、相手方がどうしてそのような主張をするのかを理解させることにとどめるべきです。その上で、相手方が受け入れる可能性ある解決案を考えてもらう。

4 当事者の紛争を早期に解決したいという心理を理解する。

当事者には、自分の権利を実現したいという思いのほかに、少なからず紛争から早く開放されたいという気持ちがあるものです。実は、後者の方が強いという場合も少なくありません。当事者の中には、紛争を早く解決したいという気持ちが自分の中にあることを気がついていない当事者もいます。紛争が長引いた場合ないし調停で解決しなかった場合考えられる一般的なストーリーの他に最悪のストーリーについても当事者本人に創造してもらうことも有用かもしれません。但し、最悪のストーリーを調停人が話すことは当事者の意思の抑圧になることが多いですから慎重に行う必要があります。

例えば、貸し金の返還を求めている当事者が、必ずしもなるべく多額の金銭の返還を望んでいるとは限りません。紛争から早く解放されたいという当事者の心理を利用して、利息や違約金を含めた金額を1年間で返済するよりも元金やそれより少ない金額を早期に一括で返済することを説得することも可能です。

5 当事者に分かりやすく説明する。

法律用語ばかり使うのではなく、日常的な用語を使う。例えば、「AにBから 50 万トゥグリグの請求権が発生しました」、というのではなく、「AはBから 50 万トゥグリグ支払ってもらうことができます」など、日常的なことばを使う。

法律的な説明ばかりではなく、たとえ話等も利用する。例えば、Aが自分の使っていた車をもう使わないからという理由でBにただで譲ったが、しばらくすると壊れてしまい、Bが「Aがいなくなった車を押し付けたのだから修理代を払え」という調停を申し立てているとする。このときに、「あなたが隣の人から、全部食べきれないからどうぞといわれてケーキを半分もらった場合、いらないものを押し付けたと考えることも出来ますが、他の人ではなくわざわざあなたにくれたとも考えられますよね」などと分かりやすい事例に置き換えて、BのAに対する感情をコントロールするなどの工夫が可能である。

6 裁判と比較した和解の長所を説明する

- ・裁判になると公開の法廷で事件が審理されるが、調停ならば秘密が守られること
- ・裁判になると、また一から書類を準備して相手と戦わなければならないが、調停なら平和的解決が出来ること
- ・裁判になると、最大 3 回（三審）裁判を行うことができ時間がかかるが、調停なら合意すればすべてが解決すること
- ・裁判になった場合の予想される費用（裁判所へ支払うものだけでなく、公証人費用、弁護士費用などを含め）を説明する。
- ・裁判は勝っても強制執行できるかどうか分からないが、調停ならば任意の履行が期待できること²⁵

7 裁判になった場合に予測される結論について説明する

この方法は、自己の主張が法的に通らないことを理解していない当事者に、自分の立場に気づかせる場合、自分の不利な点に気がついたが引くに引けない当事者に譲歩のきっかけを与える場合、上司に報告をしなければならない当事者に報告のための情報を与える場合などに有効である。但し、予想される裁判結果と同じ調停案を押し付けることにもなりかねず、当事者からの強い反発を買うこともあるので慎重な利用が必要である。²⁶当事者から十分に話を聞き、必要な資料の提出を受けた上で行うことは当然であり、手続のあまりにも早い段階で予想される裁判結果を述べるべきではない。ここで注意しておきたいのは、予想される裁判結果と調停人が提案すべき合理的調停案とは必ずしも一致しないということである。調停人が、予測される裁判結果を述べた後、それが事故に有利だと判断する当事者に対して、合理的な調停案の説得がかえって難しくなることが

²⁵ モンゴルではあまり強制し執行制度が機能していない。

²⁶ 事件の評価を行なうには当事者の同意が必要であるとの議論もあるが、モンゴルでは日本と同様そこまでの意識はない。

ある。

まずは、自分よりも相手方が有利だと思うポイントは何か、相手方はどのような有利な証拠を持っているか質問し、当該当事者にとっての敗訴の可能性を自ら検討させる。

どうしても自らの立場をうまく理解できない当事者に対しては、例えば、名誉毀損による慰謝料について過大な請求をしている当事者に、他の事例（判例）を示しながら、請求額が大きすぎることを当事者に気が付かせるなどの方法である。

8 現場・現物を全員で見に行く。

売買の対象物の欠陥や不法行為による損害の大きさが争いになっている場合には、関係者全員でその対象を見に行き、共通認識を持つことは、調停人が当事者から信頼されるためにも、当事者自身の納得の上からも重要である。

例えば、売買をしたアパートに欠陥があった場合の修理代金の争いなどの場合には、調停室で話し合ったり、写真を見ながら話をするよりも、実際に現場を見ながら当事者を説得することが有効なことがある。

9 相手に逃げ道を用意して誘導する

仮に当事者が言っていることが嘘だと思っても、「あなたは嘘をついている」「あなたは間違っている」と調停人が言ったら説得は出来ません。もしそう思っても必ず逃げ道を用意して誘導すべきです。

例えば、貸し金の返還を求められているAが、15歳の子供名義の銀行預金をもっていただきます。債権者であるBから、預金を解約して支払うように主張されている場合に、Aは預金は子供のものだと言って応じようとしません。このときAに対し、「あなたは間違っているから預金を解約しなさい」と言っても応じないでしょう。このような場合、「逆に、もし子供の債権者が預金を差し押さえてきたらどうやって対処しますか。未成年の子供の預金についての考え方にはいろいろなものがありますね」などと当事者自らに考えさせるようにすべきです。

10 当事者にNOと言わせない

人間は、一度自分の意見を言ってしまうとあやふやな人間だと思われるのがいやで、なかなか意見を変えられない人が多いものです。当事者が、調停案にNOと言いたいような場合には、その日の調停を打ち切るとか、個別面接方式であれば交代してもらうなどしてでも、NOと言わせないでおくべきです。

例えば、貸し金の返還請求をしている人に、利息と違約金を放棄する調停案を提案したところ、どうも納得しておらず調停案を受け入れなさそうな場合、NOという返事を聞く前に、「一度家族の人と相談してみてください」などと言って、NOという結論を言わせない工夫をした方がよいと思います。

11 当事者が感情的に高ぶっている場合には時間をおく

人間の感情は、理屈でコントロールできるものではありません。当事者が、感情的になっていて調停人の話を聞いてくれそうにない場合には、その日の調停を打ち切るか、

個別面接方式であれば交代してもらいなどして、時間を置くのも一つの方法です。当事者の感情が調停人に向けられたからといって、調停人は絶対に感情的になってはいけません。調停人には、当事者の感情の捌け口となるという役割もあります。

1 2 当事者の意識していない事項を提示する

当事者の意識していない事項を提示することは、紛争を大きくすることもありますので慎重に行なうべきですが、有効な方法になる場合もあります。

例えば、解雇予告手当の支払いを拒んでいる経営者に対して、支払わない場合に課される可能性のある罰金の金額を伝え、比較して考えさせる。

例えば、貸金返還請求において、長期でも利息付の返還を求めている債権者に対し、早期一括で支払いを受け、銀行に定期預金した場合の利率と比較させる。

1 3 相手方の同意を条件とした意見を聞く

当事者は、相手方が譲らないのに自分だけが譲るのはいやだと思っているものです。そのような場合には、「もし相手方が、△△まで譲るならあなたはどうしますか」という聞き方をしてみる。

例えば、名誉毀損の慰謝料について加害者側は 500 ドルなら支払ってもよいと言っているが、被害者側は絶対に 1000 ドル欲しいと言っているとする。被害者側に、単に「800 ドルくらいで我慢しませんか」といっても説得に応じないでしょう。そんなときに「あなたの主張が絶対に 1000 ドルなのだということは分かりました。ただ、相手がもし 800 ドル支払うといってきたら 800 ドルで話し合うことは出来ませんか」と聞いてみる。

1 4 全体ではなく、現在一番困っている問題をまず解決する。

全体を解決しようとする、問題が大きすぎてなかなか譲歩できない当事者も、今現在の小さな譲歩なら出来る場合があります。

例えば、離婚した夫婦で子供を育てている妻から、夫に対し養育費の請求がなされていたとします。毎月の養育費の額がどうしてもまもらなかったとしても、例えば、妻は実は学校の入学金が用意できなくて困っているとすれば、夫が入学金を払うこと（貸してあげることでよいかもしれません）なら、説得可能かもしれません。この説得に成功すると妻は差し迫った問題が解決されますので、養育費の減額の説得に応じる可能性もあります。

1 5 原因（過去）を考慮して一方の表面的な主張を譲歩させるのではなく、当事者の真の必要性（将来）を満足させることを考える。²⁷

例えば、日本の事例で、離婚調停で、妻は夫の浮気を理由として\$1000 の慰謝料を請求しているが、夫は浮気的事实を認めず、慰謝料支払いを拒否しているとする。この場合、表面的な主張は\$1000 ドルの支払要求とその拒否である。調停人が浮気という原因にこだわりどちらか一方を説得しても調停成立は難しいであろう。

²⁷ アメリカ式の Issue に対する Position にこだわるのではなく、Needs をさぐり代案を見つけてという考え方を日本語にしたもの。

しかし、例えば、妻の慰謝料請求の真の必要性は、「離婚後の生活費が欲しい」ということであり、夫が拒否する真の必要性は、「世間体が悪い。浮気相手に迷惑をかけたくない」ということかもしれない。この場合、慰謝料ではなく、財産分与という形で金額を話し合えば、調停がまとまる可能性は高くなる。逆に、妻の慰謝料請求の真の必要性は、「夫の謝罪による精神的満足」であり、夫が拒否する真の必要性は、「浮気を認めて謝罪したいがお金がない」という場合には、全く逆に金額ではなく、謝罪の方法を話し合えば、調停のまとまる可能性は高くなる。

1 6 原因から考えれば譲歩の必要性がない当事者に対して、その当事者のために譲歩を求める。

例えば、大家が親子にアパートを月 200 ドルで貸していたが、3 か月分家賃を滞納したので、明け渡しを求めているとする。親子はアパートを明け渡してヘンティーに帰りたいが、交通費もなくウランバートルに知り合いもいない。この場合、調停が 1 ヶ月伸びれば大家は 200 ドルの家賃をさらに親子に請求できるが、現実には回収することは難しい。原因から考えれば大家は回収する家賃額を減らす必要性や、まして親子のために交通費を出してあげる必要はないが、親子に 100 ドルの交通費を渡してアパートから出てもらうことで、別の人にアパートを貸して 200 ドルの収入を得ることが出来るかもしれない。この場合、大家には譲歩の必要性はないが、大家のために大家を説得して、親子の交通費として 100 ドル大家が支払うという調停を成立させることも出来る。

調停打ち切りの判断

当事者は、事件を調停で解決しようとしているくらいですから（**当事者同士では解決できなかったのだから**）、当初は双方の主張に大きな隔たりがあるのが当然です。隔たりが大きいほどやりがいがあると考えerべきです。したがって、当事者の主張の隔たりが大きいこと自体は、打ち切りの基準とはなりません。

1 相手方が出席しない場合

相手方が出席せず、調停人が出頭確保の努力をしても、出席の見込みがない場合には、調停を打ち切りにすべきです。（一文挿入されているが内容不明）何の連絡もないか、調停人の説得にもかかわらず、2 回連続で欠席した場合が一応の目安となるでしょう。

この場合、出席しないのが、相手方である場合、申立人に調停を取り下げってもらうことになります。出席しないのが、申立人の場合には、調停打ち切りの宣告をすることになります。

2 打ち切りの基準

原則として、これ以上話し合いを続けても進展がないと判断したときに打ち切りを行

なうことになります。但し、当事者が、調停期日に出席している限り、調停で解決しようという意欲を完全に失っているわけではないことに留意して下さい。

調停の初期の段階では、感情的対立が激しく、話し合いを続けても進展しそうになさそうに見える場合がありますが、両当事者が言い合いをしている場合には、調停の場で言いたいことがまだあると判断すべきでしょう。

両当事者が感情的に落ち着いたあと、双方がそれなりの譲歩をしたり、複数の代替案を提案し、調停人からも複数の調停案を提案し、説得したにもかかわらず、どうしても進展しなくなった場合に打ち切りを検討します。

この場合、当事者双方から打ち切りに対する意見を聞きます。正直な意見を聞くためには、個別調停を行なった方がよいかもしれません。

打ち切りを検討していても、当事者に本当に他に考えられる手段はないか検討するために、当事者に次回期日までに本当に打ち切る必要があるかどうか、その理由を再度検討してきてもらったほうがよいでしょう。時間を置くと気持ちが変わる場合もあります。

調停人が、感情的になったり、事件を投げ出したりして、調停を打ち切ることだけは絶対に避けてください。

上記とは全く異なる打ち切りの基準として、一方ないし双方当事者が誠実に行動していないと判断した場合には打ち切ることを検討すべきである。例えば、一方当事者が、明らかに存在するであろう証拠を故意に開示しなかったり、基本的な事項について明らかな証拠に反して真実を述べないなどの場合である。このようなことを前提としたままでは、他方当事者の合意は到底得られないであろうし、合理的な解決も導くことは出来ないからである。但し、調停人は、誠実に行動していない当事者に対し、上記の説得の努力を尽くした上で、打ち切りの判断をすべきである。

3 打ち切りの手続 ウルツィーさんに確認してもらう

(現地で書き換えられているが内容不明)

調停人は、同席調停の席で、当事者になぜ手続を打ち切るのかその理由を説明すべきです。主張整理をして、当事者間で埋まらない溝がどこにあるのかを明確にして説明すべきでしょう。

打ち切った後のことについても説明しておくべきです。特に、今後当事者は、どちらかが希望すれば、裁判で決着をつけることができること、その場合でもいつでもまた調停が利用できること、双方当事者が合意をすれば仲裁を利用できる可能性もあること、その場合現在の調停人を仲裁人に選任する方法と他の仲裁人を選任する方法があることを説明すべきである。

調停手続の打ち切りを宣告する書類に当事者からサインをもらいます。

調停案の作成・提示

調停人が調停案を提示する場合には、その内容について法律の素人である当事者にも理解できるように平易な言葉で説明すべきである。また、調停案についてはなぜそのような調停案となったか根拠を説明すべきである。

原則として、当事者の主張を足して 2 で割った調停案の提示は避けるべきである。当初から無謀な主張をしている当事者を利する結果となるからである。また、出来る限り合理的な結論で話し合いがまとまるように導くのが調停人の役割であり、単に当事者の意見の中間の調停案を出すだけならば、当事者からの信頼を失うこととなりかねない。

1 原則として、当事者の意見を聞き調整する

当事者双方を説得して、調停人が妥当と考える案に近づけて行き、最終的に当事者双方が合意できる調停案が形成されていくのが理想ですが、なかなかうまくは行きません。そういった場合には、調停人が調停案を当事者に提示しなければなりません。

2 当事者の意見ではまとまらない場合に調停人の案を提示する。

できれば、複数の調停案を提示できることが望ましいと考えます。

例えば、当事者が 500 ドルの支払いか、1000 ドルの支払いかでもめている場合、「700 ドルを支払うべき」との調停案を提示するのではなく、「800 ドルを 100 ドルずつ 8 ヶ月で支払う調停案」と「600 ドルを一括で支払う調停案」を 2 つ提案するなどです。これにより当事者には選択の幅が広がり、調停案を拒否する可能性が少なくなります。

3 調停人の案が拒否されてもあきらめずに同様の案を出す

例えば、500 ドルと 1000 ドルの支払いでもめている事件で、調停人の「700 ドル一括払い」という調停案が双方から拒否されたとします。このような場合には、例えば、「500 ドルを一括払いし、300 ドルを 1 年後に支払う」という調停案を提示したりなどします。

500 ドルを主張していた方は、即時に必要な現金が 500 ドルであれば用意でき、1000 ドルを主張していた方も総額が 800 ドルならば納得するかもしれません。しかも、この案は「700 ドル一括払い」と経済的にはあまり違いがありませんので、調停人が妥当と考える結論からも外れていくわけではありません。

4 持ち帰って次回期日までに検討してもらう場合には、調停案を書面で出すのも一つの方法である。

調停案を書面で受け取ると当事者は、双方に同じ調停案が提示されていることが分かりますし、この調停案を受け入れなければ、調停が不調に終わるかもしれないという危機感を持つことになります。また、複雑な調停案の場合には当事者が調停案を十分検討するために書面は有効だと思われます。

但し、調停案を一度書面で出すと、その後、調停案をどちらか一方の当事者に有利に変更することが困難となりますので、この方法は最終手段と考えるべきです。

5 成立手数料

話し合いがまとまり、調停が成立した場合には、成立手数料を当事者にどのように負担してもらうかを決定しなければなりません。

原則として、調停は、両当事者にメリットがあるものですので、両当事者から決められた金額の半額ずつをもらうのが原則となります。この場合には、当事者の同意は必要ないと考えられます。

但し、例えば、犯罪の加害者と被害者の調停のように、明らかに一方当事者の過失が大きい場合には、過失の大きい当事者に全額ないし相当部分を負担してもらうように要請し、同意が得られたときには同意が得られた割合ずつ負担してもらいます。

なお、調停に必要な経費（例えば、出張した場合の交通費など）は、その都度、当事者から原則として半額ずつ受領します。当事者間で一方が負担する話し合いがまとまった場合には、当該当事者から受領して構いません。

話し合いではない合意確保の方法

1 分割権と選択権を分ける方法

土地など現物を分割できるものを共有している場合、それぞれの土地の形や価値が異なることから、調停人が分割を作成することは至難の業です。また、当事者は、いずれも相手方の作成した分割案は気に入らないものです。

このような場合、一つの方法として、当事者間にまず「公平に 2 分の 1 の価値になるように分割する」という合意だけしてもらう方法があります。その後、希望する当事者または双方当事者に「公平だと思う分割案」を作成してもらいます。そして、公平だと思う分割案を作成したのとは異なる当事者に分割されたうちのどちらかを選択してもらいます。こうすると「公平だと思う分割案」を作成した当事者は、どちらを選んでも損をしないと考えているわけですから文句を言いませんし、どちらかを選択した当事者は有利だと思う方を選択したわけですから文句をいわないという結論になります。

双方当事者が分割案を作成して、お互いに自らの案が公平であると言い張る場合がありますが、相手方の案が不公平であれば、相手方の案で有利な方を選択すればよいわけですから、理論上はおかしな話です。但し、実際には土地などは分割の仕方により全体の価値が落ちることがありますので、うまく行かないこともあります。

2 入札方式

アパートなどを共有している場合に、どちらもそのアパートを 1 人で所有して商売をしたいから 2 分の 1 の価値を他方に金銭で支払いたいと主張する場合があります。このような場合、アパートの市場価値が約 10,000 ドルだとすると双方当事者とも金銭を支払うなら 5,000 ドル以上は支払いたくないが、金銭をもらうなら 5,000 ドルでは足りないと思っています。

例えば、このような場合には、「アパートがどうしても欲しい側が、相手よりも高い値

段をつけてアパートを買い、安い値段しか付けられなかった方は半額をもらって満足する」という合意を当事者双方から取ります。そして、せり売りであるとか、入札を実施します。そうすると、例えば、Aさんは12,000ドルの価値をつけたが、Bさんは15,000ドルの価値をつけるなどどこかでどちらかがあきらめることになります。この場合、Bさんが7,500ドルをAさんに支払ってアパートを取得することになります。Bさんは希望通りの値段でアパートを取得できたわけですし、Aさんは本来5,000ドルくらいしかもらえないところ、7,500ドルを手にするわけですから、それほど損をした気分にはなりません。この方法は、当事者が3人以上に増えても可能ですし、分割し合うパイ自体が増加するというメリットもあります。

3 大リーグ方式

当事者間の主張の開きが大きすぎてとても間が埋まらない場合やどちらも自分が先に譲るのは嫌だと思っているような場合の最終手段として、当事者間で、「お互いが提出した調停案のうち、調停人が妥当だと考える調停案を採用して解決する」という合意を取ってからお互いに調停案を提出させるという方法があります。この方法のポイントは、当事者が提出した調停案のうち必ずどちらかを採用し、中間の調停案は取らないということです。

例えば、10,000ドルで購入したアパートに修理をしなければならない箇所があったとします。売主は、100ドルしか払わないと主張し、買主は3,000ドル支払ってもらわないと納得できないと主張しているとします。これだけ離れていると話し合いによる解決は不可能そうですが、実は当事者がお互いに意地を張って無理な主張と分かっているながら譲らないという場合が多いのです。このような場合に、上記のような条件の合意をとって当事者に調停案を提出してもらおうと、例えば、100ドルと言っていた人は500ドルという調停案を出し、3000ドルと言っていた人は800ドルという調停案を出したりします。これはなぜかという、あまりにも常識とかけ離れた調停案を出してしまうと相手の主張するとおりの調停案が採用されてしまうので、常識に沿った調停案を出さなければいけないという意識が当事者に生まれるからです。この場合、調停人が600ドルが妥当であると考えていたとすれば、500ドルの調停案を採用すればよいのです。採用されなかった当事者は、上記のような条件付の合意を既に行っていますので、相手方の提出した調停案の方が妥当な線に近かったと納得せざるを得ないのです。この方法は、事前に調停人に対する信頼を築き上げて、当事者からきちんとした合意を取っておかないと後で文句が出ることになりかねません。

4 無記名投票方式

当事者間には、相手方が調停案を承諾しないのに、自分の方だけが調停案に承諾したことが相手方や調停人に伝わるのが嫌だという場合があります。

例えば、Aさんが、Bさんに名誉を傷つけられたとして1000ドルの支払いを求めているが、BさんはAさんの名誉を傷つけたことはなく一切支払わないと主張しているとし

ます。しかしBさんは内心では「Aさんの名誉を傷つけるつもりはなかったが結果としては傷つけたかもしれない。少しくらいなら支払ってもいいが責任を認めたらどんどん金額が上がっていってしまうかもしれない」と思っている場合があります。この場合は、BさんはAさんが金額まで同意しない限り、自分の方がいくらか支払うことを認めたことを相手方や調停人にも知られたくないのです。

この問題を解決する方法として、無記名投票方式があります。例えば、上記の事例で調停人が200ドルを支払うという調停案を提示して、無記名で○×だけを記入して投票するのです。○が2枚そろえば、両者とも同意したわけですから調停を成立させます。1枚でも×があればその調停案は不成立です。調停人は×が何枚あったかは当事者に伝えません。そうすると○をつけた当事者には、相手方が同意しなかったことは分かりますが、×をつけた当事者には相手方が同意したかどうかは分かりませんし、調停人にもどちらが○をつけたか分かりません。上記の例でいうと、Aが×をつけた場合には、仮にBが○をつけていてもAにも調停人にもそのことは分からないわけです。

履行確保手段

強制執行力の付与という方法もあるが、手続が複雑となるので出来れば使いたくない。例えば、金の受け渡しなどであれば、調停の中で行なってしまうことが一番確実である。分割払いなど、どうしても将来に履行の問題が残る場合に、どうするかというのがここでの問題である。

1 減額方式（一部免除方式）

一定の金額を期日までに支払った場合には、残額を免除する方法。

例えば、1000ドルを3月1日までに分割で支払うことを約束した場合、3月1日までに800ドルをきちんと支払った場合には、残り200ドルを免除する。

期日までに支払えば、金額が安くなるという心理的、経済的效果を利用するものである。

2 増額方式（罰金方式）

一定の金額を期日までに支払わなかった場合には、ペナルティーを課す方法。

例えば、1000ドルを3月1日までに支払うことを約束した場合、3月1日までに支払わなかった場合には、ペナルティーとして200ドルを加算して1200ドルを支払わなければならないとする。

期日までに支払わなければ、金額が高くなるという心理的、経済的效果を利用するものである。

3 保証人方式

一定の金額を期日までに支払わなかった場合には、代わりに支払ってもらう人を決め

ておく方法。

例えば、1000 ドルを 3 月 1 日までに支払うことを約束する場合に、3 月 1 日までに支払えなかった場合には、代わりに親や兄弟などの家族が支払うことを約束する。

期日までに支払わないと、家族などに迷惑がかかる心理的効果と実際に支払人が増え債権回収の可能性があがるという経済的効果を利用するものである。

但し、保証人の数を多くしすぎると債権者の権利が強くなりすぎる。また、誠実でない債務者の場合には、代わりに支払う人がいれば自分がはらわなくてもよいと考えてしまい逆効果となる場合がある。

なお、この場合、保証人となる人にも、調停に参加してもらって契約をしておく必要がある。

4 担保方式

一定の金額を期日までに支払わなかった場合には、担保物を処分して支払う契約をしておく方法

例えば、1000 ドルを 3 月 1 日までに支払うことを約束する場合、3 月 1 日までに支払わなかった場合に備えて、アパートを担保に取っておくものである。この場合、担保に関して契約をしておく必要がある。

期日までに支払わないと、担保物を失うという心理的効果と実際に担保物からの債権回収の可能性が上がるという経済的効果を利用するものである。

但し、債権額に比較して担保物の価値が高すぎると権利濫用になる場合がある。担保物の処分に多大な時間と費用がかかる場合がある。²⁸担保物に対する複雑な権利関係から強制執行が困難となる場合がある。²⁹

5 仲裁手続への移行による執行力の付与

法律がない以上、調停条項にはそのままでは執行力は与えられない。しかし、仲裁法によれば、当事者が仲裁手続において和解を下場合には、その合意に強制執行力が与えられることになっている。³⁰これを利用して、調停条項に強制執行力を付与する方法がある。

当事者が、合意できる調停案が作成できたところで、当事者に仲裁合意をしてもらい、従前の調停人を仲裁人に選任してもらう。そして、仲裁人は、当事者が合意した調停案どおりの決定をするのである。そうすると、当事者が合意した調停案は、仲裁法により、強制執行力が与えられることになるのである。³¹

²⁸ モンゴルでは、強制執行には裁判以上に賄賂が必要であるとの噂がある。

²⁹ モンゴルでは、アパートの場合、権利者の他に同居人の同意もないと処分が出来ない。

³⁰ 日本の仲裁法 38 条と同様の規定がモンゴル仲裁法 36 条にある。

³¹ 判決を利用した強制執行力の付与についても検討したが、モンゴルには、即決和解のような制度はなく、裁判官の主導する和解手続で調停の内容が変容を受けたり、当事者が意思を翻す可能性も高いので、この方法は用いないこととした。

調停条項

(第一文内容不明)

日本の調停条項の例を第3部(添付1)に掲載してあります。モンゴルの調停条項の例は、第1部末尾の書式4にあります。

調停合意書は、当事者用に各1通と調停人用に1通を作成します。

当事者にサインをしてもらう前に、必ず読み聞かせを行い、条項を目で見てもらいます。

調停条項を作成する際の原則

- ①平易な言葉で書く。法律用語を多用することは、当事者の理解を妨げることになる可能性がある。
- ②正確に書く。誰が読んでも同じ意味に捉えられるように書く必要があります。
- ③詳細に書く。調停条項に書いていないことは、たとえ話し合いの途中で事実上の合意が出来ていたとしても、後からそんな約束はないと言われればそれまでです。
- ④迅速に作成する。原則として、調停が成立したその日に作成して、サインを済ませたほうがよいでしょう。期日を変えると当事者の気持ちが変わることがあります。しかし、調停条項の内容が複雑で、当日どうしても条項を作成することが困難な場合には、期日をもう一度開くことも仕方ないでしょう。

基本的記載事項

- ・ 事件番号・事件名・調停成立の日付
 - ・ 当事者双方の名称、住所・代理人・参加人の名称、住所
 - ・ 調停条項・手数料額
 - ・ 当事者・調停人のサイン
- (・ 1項目追加されている、内容不明)

金銭の場合

1 期限猶予型

「相手方は、申立人に対し、〇〇ドルを〇年〇月〇日までに支払う。」

本来の支払期限を延長する条項である。

2 分割払い型

「相手方は、申立人に対し、〇〇ドルを〇回に分割し、〇年〇月から〇年〇月まで、毎月〇日までに〇ドルずつ支払う。」

総額を均等に分割して支払う方式である。最初に頭金を支払ったり、毎月の支払額を変えたりする場合には、一覧表を作成するのも一つの方法である。

3 減額型

「相手方は、申立人に対し、〇〇ドルの債務のうち、△△ドルを・・・」

続く文書は、支払期限であったり、分割であったりする。例えば、〇〇ドルは利息や違約金が含まれた金額であるものを△△ドルという元本だけに減額したりする場合である。申立人が、本来の債務額の表示を求めた場合や譲歩の事実を残す場合に有効である。

4 支払い方法の特定

支払う方法をはっきり書く。

- ・「申立人の自宅に持参して支払う」
- ・「申立人の指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振り込み手数料は相手方の負担とする。」
- ・「相手方が申立人に電話連絡することにより、申立人が相手方住所で受け取る方法により支払う。」³²

5 履行確保（減額方式）

「相手方は、申立人に対し、1000ドルの債務があることを認める。」

「相手方が、申立人に対し、〇年〇月〇日までに800ドルを支払った場合には、残額の200ドルを免除する。」

6 履行確保（増額方式）

「相手方が、期日までに支払いをしない場合には、違約金として△△ドルを支払う。」

7 履行確保（保証人方式）

「□□は、相手方の申立人に対する債務を保証する。」³³

「相手方が、期日までに支払いをしない場合には、□□が相手方とともにこれを支払う。」

8 履行確保（担保方式）

「相手方は、申立人に対する債務を担保するために、□□に担保権を設定する。」

「相手方が、期日までに支払いをしない場合には、担保権の実行として、□□の所有権は申立人にいて移転する。」³⁴

不動産の場合

1 現物分割型

「〇〇の土地を別紙の通り分割し、△部分を申立人が、□部分を相手方が所有する。」³⁵
(図面のコピーを添付することが多い。)

³² モンゴルでは家賃なども取り立て債務であることがある。相手方が支払ってくれるならば、取り立てることはいとわないという申立人も多いと思われる。

³³ モンゴルにも連帯保証という方式が民法にあるが、ほとんど利用されていない。良い慣行であるので、あえて「連帯」は採用しない。

³⁴ モンゴルでは、担保権の実行としての所有権の移転は禁止されていない。

³⁵ モンゴルでの分筆登記の現状等を調査する必要がある。特に所有権ではなく、利用権の場合には、当事者の意思で分割できるかやや疑問である。登記についても調査する必要がある。

2 共有型

「〇〇のアパートを申立人が3分の1、相手方が3分の2の権利で共有する。」³⁶

3 金銭代償型

「〇〇のアパートを申立人の所有とする。」

「申立人は、相手方が〇〇のアパートの共有権を放棄する代償として、〇年〇月〇日までに〇〇ドルを支払う。」

4 金銭分割型

「申立人と相手方は、〇〇のアパートを共同で売却する。」

「申立人と相手方は、売却代金を△□の割合で取得する。」

その他

1 一部和解型

「申立人は、相手方に対するその他の調停を取り下げる。」

例えば、AがBに1年の約束で車を貸したところ、Aが車をぶつけてしまった。Aは車をぶつけたのはもともとの車の故障が原因だと主張し、Bは1年経っていなくても車を返して修理代を払えと主張していたとする。

この場合、賃貸契約を解除して車をBに返還する調停だけを成立させ、修理代金の調停については、取り下げてもらって裁判を行ってもらうのも一つの方法である。

2 紛争据え置き型

「申立人及び相手方は、〇年〇月〇日までお互いに何らの請求も行なわない」

例えば、申立人と相手方との間で、支払うべき金額に争いがあるが、申立人はお金に困っておらず、相手方は現時点では到底支払う能力がない場合などに利用できる。申立人としても相手方の資力を考慮して金額を下げられたくないし、相手方としても強制執行されたくないなど双方にメリットがある場合も多い。なお、時間が経過することによって、感情的対立が減少するなどの効果も望める場合がある。

3 暫定和解型

「相手方は、申立人に対し、〇年〇月までの間、毎月〇〇ドルを支払う。」

例えば、離婚した妻が元夫に対し、子供の養育費の支払いを求めている場合に、とりあえず、短期間、低額であっても支払いを約束することで、元妻の生活苦は少なからず改善され、感情的対立を和らぐことがある。このような暫定的な和解をした上で、調停自体は継続するという方法もある。

4 確認条項型

「相手方は、申立人に対し、〇年〇月〇日、〇〇ドルを支払ったことを確認する。」

紛争解決のために当事者が支払った金額を調停人とともに確認するものである。

³⁶ モンゴルでは、持分割合という考え方は薄いが明確にすべきと考える。登記についても調査する必要がある。

5 完全清算型

「当事者間には、何らの債権債務関係がないことを相互に確認する」

例えば、金銭請求などの事件の場合で、調停の席上既に支払いが完了し、支払金額などを双方当事者とも調停条項に記載することを希望しない場合などである。

法律の意味のない条項

1 前文型

「当事者は、調停人の説得に応じ、以下の通り調停を成立させる。」

当事者の中には、自ら自発的に譲歩したと思われることを極端に嫌がる人がいる。そのようなときに有効な場合がある。

2 謝罪文

「相手方は、申立人に対し、△△について、深く謝罪する。」

当事者の中には、金銭よりも相手方の謝罪を強く望む人がいる。そのような人の感情を和らげるために有効な場合がある。

事後処理条項

1 登記・登録

「申立人と相手方は、○年○月○日までに協力して、△△のアパートの所有名義を□□とする登記申請を☆☆の不動産管理局に対して行なう。」³⁷

2 清算条項

「申立人と相手方との間には、本調停条項に定める他には何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。」

調停終了後の紛争を予防するために原則としてすべての調停において挿入すべき条項である。但し、当事者間に紛争になった以外の事項で、債権債務関係がある場合には、清算の範囲を特定しておく必要がある。

3 公証取得条項

「調停人、申立人、相手方は、本調停条項について、公証を受ける。」³⁸

4 調停手数料の負担

調停手数料については、申立人が○○tgを、相手方が△△tgを負担する。

終わりの挨拶

³⁷ モンゴルでの手続を確認する必要がある。

³⁸ モンゴルでは、重要な契約は、公証が効力発生要件になっており、市民の意識の中に重要な契約については公証を受けるという意識が高い。但し、公証には執行力を付与する力はない。

紛争がうまく解決した場合、特に言うべきことはないでしょう。
きっと当事者の両方からお礼を言ってもらえるかもしれません。

事後処理

1 文書の保存範囲と保存期間

当事者は、自らが調停人に提出した証拠すべてをコピーを取ることなく破棄することを申し出ることができ、この申し出があった場合には、調停人はこれに従わなくてはならない。³⁹

2 記録の開示請求者の範囲

裁判所・警察などの捜査機関を含む第三者の請求では、一切開示しない。秘密の保持が、調停の最大のメリットであるからである。当事者からの請求の場合、一定の範囲で開示することがある。

3 記録の開示範囲

当事者からの請求で無条件に開示する書類は、最終的な合意書、当該当事者が提出した書類である。

当事者からの請求で相手方の同意を条件に開示する書類は、相手方が提出した書類である。

開示の対象とならない書類は、上記以外のすべての書類である。特に、調停人が期日に作成したメモ等は、絶対に開示しない。秘密の保持のためである。

³⁹ アメリカのモデル調停ルールにはこのように記載されている。

民事事件関係の調停と法律相談活動に関する LGL センター規則

民事関係の調停と法律相談を行う LGL センター（以下“センター”という）はモンゴルの憲法、弁護士法と弁護士活動及び代理人に関する他の法律に規定された人権、自由、法的な利益を守ることとこの活動に関して専門的なサービスと法的なあつせんを行うモンゴル弁護士会所轄庁の一つの機関です。

第一 総則

第一条： 民事事件の調停-法律相談センターの目的

- 1.1 LGL センターの目的は市民、企業に対して法律の質が高いサービスと調停、弁護、代理の活動を行う。

第二条： LGL センター基本方針

- 2.1 LGL 調停-法律相談センターは目的に従って以下の活動を行う。
 - 2.1.1 民事関係の調停
 - 2.1.2 弁護活動と代理に関する活動
 - 2.1.3 法律宣伝と研修を行うことと NGO と他の機関と協力する。
 - 2.1.4 弁護活動と法律相談に関する他の活動。
- 2.2 調停に関するデータベース作成。

第三条：センターの基本的ルール

- 3.1 LGL 調停-法律相談センターの弁護士は以下のルールを守り活動を行う。
 - 3.1.1 法律を守る。
 - 3.1.2 正義を守る。
 - 3.1.3 守秘義務を守る。
 - 3.1.4 礼儀正しくサービスを行う。

第四条： 調停-法律相談センターの運営と組織

- 4.1 モンゴルの弁護士会会長が LGL センターに指揮を与える。
- 4.2 LGL センターの日常活動を弁護士会会長の任命されたセンター長が管理する。
- 4.3 調停-法律相談センター長が弁護士会会長に活動広告を提出する。
- 4.4 調停-相談センター長に以下の権利がある。
 - 4.4.1 センターで勤める弁護士、調停人、事務員を選択し弁護士会会長から認証させる。
 - 4.4.2 調停-相談センターの弁護士と調停人の時間割、宣伝、研修計画を定める。
 - 4.4.3 センターの代理人として市民と企業と協力する。
 - 4.4.4 センターの弁護士、調停人、事務員の活動報告に評価する。
 - 4.4.5 職員の入職と退職に関して弁護士会会長に提案を提出する。
 - 4.4.6 センターの職員数、活動に関する意見を弁護士会の管理委員会に提出する。
- 4.5 センター長は毎月の会計報告を提出し収入の 20%を給料としてもらう。
- 4.6 センター活動のために事務員を雇う。

第五条：法律相談と調停について

- 5.1 センターから未成年、高齢者、障害者に対して割引でサービスを行う。
- 5.2 この規則の 5.1 規定以外の場合にサービスは有料となる。
- 5.3 センターの弁護士は依頼者を裁判または仲裁で代理する場合に契約を締結してセンターに登録する。
- 5.4 センターの名で調停に関する書類を作成し認証させる。
- 5.5 サービスと調停の報酬を契約と他の関する書類に必ず書く。
- 5.6 金額で評価できる紛争とできない紛争の場合に報酬をセンターの会議で決めて弁護士会会長に提出して認証させる。
- 5.7 センターの弁護士は行った活動から得た収入の 20%をセンターに支払う。
- 5.8 センターの名で行った法律相談の収入をセンターに支払う。

第六条： 調停

- 6.1 調停-法律相談センターは民事事件で専門家または経験がある尊重された弁護士を選び調停人として使う。
- 6.2 規則に基づいて調停を行います紛争解決を報告する。
- 6.3 情報データベースには以下の書類がある。
 - 6.3.1 調停人の登録
 - 6.3.2 調停事件の記録
 - 6.3.3 調停事件に関する書類
 - 6.3.4 会計に関する書類
- 6.4 調停が不効果した場合に裁判あるいは仲裁で判断される権利が当事者にある。調停人が当事者の弁護士として参加することを禁止。

第七条： 調停-法律相談センターの財源と管理

- 7.1 センターは独立活動に基づいて財源する。
- 7.2 毎月の収支計算と会計報告書をモンゴルの会計法に従って作成する。
- 7.3 毎月会計報告を弁護士会会長に提出する。1年に一回弁護士会管理委員会に提出する。
- 7.4 調停-法律相談センターの財源は以下となる。
 - 7.4.1 センターの弁護士の手数料
 - 7.4.2 活動収入
 - 7.4.3 国内と外国の寄付者、機関の支援

第八条： その他

- 8.1 調停-法律相談センターの規則に関する変化を弁護士会管理委員会で定める。
- 8.2 この規則は 2007 年の 5 月 01 日から有効となる。

(モンゴル弁護士会長による新規則制定の決定文書)

民事事件関係の調停に関する LGL センター規則

民事関係の調停を行う LGL センター（以下“センター”という）は、モンゴルの憲法、弁護士法と弁護士活動及び代理人に関する他の法律に規定された、人権、自由、法律的な利益を守ることと、この活動に関して、専門的なサービスと法律的なあつせんを行うモンゴル弁護士会所属の一つの機関です。

第一 総則

第一条： 民事事件の調停-法律相談センターの目的

- 1.1 LGL センターの目的は、市民、企業に対して質の高い法的サービスと、調停、の活動を行うことである。

第二条： LGL センター基本方針

- 2.1 LGL 調停センターは、目的に従って以下の活動を行う。
 - 2.1.1 民事関係の調停
 - 2.1.2 調停制度に関する法律宣伝および研修を行い、NGO および他の機関と協力する。
- 2.2 センターは、調停に関するデータベースを作成し、調停に関する書類を記録する。

第三条：センターの基本的ルール

- 3.1 LGL 調停センターの調停人は、以下のルールを守り、調停に関する活動を行う。
 - 3.1.1 法律を守る。
 - 3.1.2 正義を守る。
 - 3.1.3 当事者から中立の立場を保つ。
 - 3.1.4 守秘義務を守る。
 - 3.1.5 礼儀正しくサービスを行う。
 - 3.1.6 当事者の意思を尊重し、紛争の当事者が円満に紛争を解決するように努力する。
 - 3.1.7 調停センター以外の個人の名義で調停をおこなわない。

第四条： 調停-センターの運営と組織

- 4.1 弁護士会の中に、調停センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）をおく。
 - 4.1.1 運営委員会の委員は、5名とする。
 - 4.1.2 運営委員会の委員は、センターの調停人を経験した者の中から会長が選任する。
 - 4.1.3 運営委員会委員の任期は、2年とし、再任されることができる。
 - 4.1.4 運営委員会は、調停人の資格認定のための試験を行い、弁護士会長に新しい調停人を推薦する。
 - 4.1.5 運営委員会は、調停センターの費用についての規則を決め、会長が認証する。
 - 4.1.6 運営委員会は、調停人とクライアントの間のトラブルについて、対処方針を検討し、決定する。
- 4.2
- 4.3 LGL センターの日常活動は、弁護士会会長が運営委員会委員の中から任命したセンター

長が管理する。

- 4.3 調停センター長は、弁護士会会長に1ヶ月に1回、活動広告を提出する。
- 4.4 調停センターの活動には、モンゴル弁護士会の印鑑と書式を使用する。
- 4.5 調停センター長には、以下の権限がある。
 - 4.5.1 センターに勤める弁護士・調停人、事務員を選択し、弁護士会会長が認証する。
 - 4.5.2 調停-相談センターの弁護士・調停人の勤務時間表、宣伝および研修の計画を定める。
 - 4.5.3 センターの代理人として、市民および企業と協力する。
 - 4.5.4 センターの弁護士、調停人、事務員の活動報告を評価する。
 - 4.5.5 職員の就職および退職に関して、弁護士会会長に提案する。
 - 4.5.6 センターの職員数、活動に関する意見を、弁護士会の管理委員会に提出する。

第五条： 調停人の資格について

- 5.1 調停センターは、調停人の資格を持つ者の中から、調停人を選任し、登録する。
- 5.2 調停人の登録は2年とし、再登録することができる。
- 5.3 調停人の資格は、運営委員会の推薦に基づき、会長が与える。
- 5.4 調停人候補者の推薦は、応募した者に対して、2名以上の運営委員会委員が面接試験を行ったうえで、運営委員会がおこなう。
- 5.5 運営委員による面接試験においては、次のことがらに対する理解を確認する。
 - 5.5.1 調停制度の特徴と効力、メリット、デメリット
 - 5.5.2 調停人として心得るべき倫理と調停技術
- 5.6 調停センターは、事件の処理に必要な場合は、弁護士以外の専門的知識を持つ人を調停人として選任することができる。

第六条： 調停手続について

- 6.1 調停手続は、原則として1人の調停人によって行う。ただし、当事者が求めた場合には、複数の調停人をつけることができる。
- 6.2 当事者に希望があれば、登録調停人の名簿の中から、調停人を選ぶことができる。特に希望のない場合は、調停センターから指名する。
- 6.3 調停人に次の事情がある場合、当事者は調停人の変更を申し立てることができ、あるいは調停人から辞任を申し立てることができる。
 - 6.3.1 当事者の一方または双方と調停人が親戚関係にある場合。
 - 6.3.2 当事者の一方または双方に対し、前に法律相談をしたり、代理人に就任したりしたことがある場合。
 - 6.3.3 調停において紛争となっている事件に利害関係がある場合。
 - 6.3.4 その他、当事者の一方または双方との間に、調停人の公正または独立を疑わせる事情がある場合
- 6.4 調停人に次の事情がある場合、当事者は調停センターに対し、調停人の変更を申し立てることができる。
 - 6.4.1 調停人が病気その他の事情により、調停業務を行うことができなくなった場合。
 - 6.4.2 調停人が正当な理由なく調停業務を遅滞させたとき。
- 6.5 調停人は、規則に基づいて調停を行い、解決した、あるいは解決しなかった紛争の結果について、センターに書面で報告する。
- 6.6 情報データベースには以下の書類を含める。
 - 6.6.1 調停人の登録
 - 6.6.2 調停事件の記録

6.6.3 調停事件に関する書類

6.6.4 会計に関する書類

6.7 調停が成立しなかった場合に、裁判あるいは仲裁の判断を受ける権利が当事者にある。
この場合、調停人が当事者の弁護士として参加することを禁止する。

第七条：調停費用について

- 7.1 センターは、未成年、高齢者、障害者、無資力者に対しては、割引料金でサービスを行う。
- 7.2 この規則の 5.1 規定以外の場合のサービスは、別途定める規則に基づき、有料となる。
- 7.3 センターの名前で、調停に関する書類を作成し、認証を受ける。
- 7.4 サービスと調停の報酬を、契約と他の関する書類に必ず書く。
- 7.5 金額で評価できる紛争とできない紛争については、報酬をセンターの会議で決める。
- 7.6 センターの調停人は、申立手数料の全額を受け取り、調停が成立したときの成立手数料から 20% をセンターに支払い、残りを受け取る。

第八条：調停センターの財源と管理

- 8.1 センターの場所は弁護士会の中におく。
- 8.2 センター長と事務員は一定額の給料を受け取る。給料額は弁護士会管理委員会が決める。
- 8.3 センターの手数料収入から、調停にかかる経費を差し引いた残りを、3 ヶ月に 1 回、弁護士会全体の会計に入れる。
- 8.4 センターは、毎月の収支計算と会計報告書を、モンゴルの会計法に従って作成する。
- 8.5 センター長は、3 ヶ月に 1 回、会計報告を弁護士会会長に提出する。また、1 年に一回、弁護士会管理委員会に提出する。
- 8.6 センター長は、毎年、1 年の終りに、1 年間のセンターの収入の 30% に当たる金額を弁護士会から報酬として受け取る。

第九条：その他

- 9.1 調停センターの規則に関する改正は、弁護士会管理委員会で定める。
- 9.2 この規則は 年 の 月 日から有効となる。

法律相談センター規則

弁護士会法律相談センター（以下“センター”という）は、モンゴルの憲法、弁護士法と弁護活動及び代理人に関する他の法律に規定された、人権、自由、法律的な利益を守ることと、この活動に関して、専門的なサービスと法律的なあっせんを行うモンゴル弁護士会所属の一つの機関です。

第一 総則

第一条： 法律相談センターの目的

- 1.1 センターの目的は、市民、企業に対して質の高い法律相談を提供し、弁護活動や代理を行う弁護士を紹介することである。

第二条： センター基本方針

- 2.1 センターは、目的に従って以下の活動を行う。
 - 2.1.1 民事、行政、刑事関係その他の法律相談
 - 2.1.2 代理または弁護する弁護士の紹介
 - 2.1.3 法律宣伝および研修を行い、NGO および他の機関と協力する。
 - 2.1.4 弁護活動と法律相談に関する他の活動。
- 2.2 センターは、法律相談に関するデータベースを作成し、法律相談に関する書類を記録する。

第三条： センターの基本的ルール

- 3.1 センターの弁護士は、以下のルールを守り、法律相談活動を行う。
 - 3.1.1 法律を守る。
 - 3.1.2 正義を守る。
 - 3.1.3 守秘義務を守る。
 - 3.1.4 礼儀正しくサービスを行う。

第四条： 法律相談センターの運営と組織

- 4.1 弁護士会の中に、法律相談センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）をおく。
 - 4.1.1 運営委員会の委員は、5名とする。
 - 4.1.2 運営委員会の委員は、弁護士の中から会長が選任する。
 - 4.1.3 運営委員会委員の任期は、2年とし、再任されることができる。
 - 4.1.4 運営委員会は、センターに登録する弁護士を推薦する。
 - 4.1.5 運営委員会は、センターの費用についての規則を決め、これを会長が認証する。
 - 4.1.6 運営委員会は、センターで相談を受けた相談者と弁護士の間のトラブルについて、対処方針を検討し、決定する。
- 4.2 センターの日常活動は、弁護士会会長が運営委員会委員の中から任命したセンター長が

管理する。

- 4.3 センター長は、弁護士会会長に1ヶ月に1回、活動広告を提出する。
- 4.4 法律相談センターの活動にはモンゴル弁護士会の印鑑と書式を使用する。
- 4.5 センター長には、以下の権限がある。
- 4.5.1 センターに勤める弁護士、事務員を選択し、弁護士会会長が認証する。
- 4.5.2 センターの弁護士の勤務時間表、宣伝および研修の計画を定める。
- 4.5.3 センターの代表者として、市民および企業と協力する。
- 4.5.4 センターの弁護士、事務員の活動報告を評価する。
- 4.5.5 職員の就職および退職に関して、弁護士会会長に提案する。
- 4.5.6 センターの職員数、活動に関する意見を、弁護士会の管理委員会に提出する。

第五条： 相談弁護士の登録

- 5.1 センターは、弁護士会会員の中から、相談担当を希望するものを登録する。
(あるいは) センターは、弁護士会会員で、相談担当を希望する者の中から、運営委員会の推薦に基づき、弁護士を登録する。
- 5.2 登録期間は2年とし、再登録することができる。

第六条： 相談について

- 6.1 法律相談は、相談者が来た時間に当番をしている弁護士が担当し、原則として弁護士の指名は認めない。
- 6.2 弁護士に次の事情があることがわかった場合、弁護士は相談を中止し、他の弁護士の相談を受けるように指示することができる。その場合、センターは、相談費用をあらためて受け取らない。
- 6.2.1 相談者の相手方と調停人が親戚関係がある場合。
- 6.2.2 相談者の相手方に対し、前に法律相談をしたり、代理人に就任したりしたことがある場合。
- 6.2.3 相談者の紛争に利害関係がある場合。
- 6.2.4 その他、相談者と利益相反の事情がある場合
- 6.3 弁護士は、受けた相談の概要を記録し、センターに提出する。
- 6.4 情報データベースには以下の書類を含める。
- 6.4.1 相談担当弁護士の登録
- 6.4.2 相談の記録
- 6.4.3 会計に関する書類
- 6.5 相談者が、法律相談に加えて、事件のための書類作成、弁護業務、代理業務などの依頼をする場合には、原則として、相談を担当した弁護士が受任する。もし、相談を担当した弁護士が受任できない場合は、当該弁護士、またはセンターから、適切な弁護士を紹介する。

第七条： 法律相談費用について

- 7.1 センターは、未成年、高齢者、障害者、無資力者に対しては、割引料金でサービスを行う。
- 7.2 この規則の5.1規定以外の場合のサービスは、別途定める規則に基づき、有料となる。
- 7.3 サービスと調停の報酬を、契約と他の関する書類に必ず書く。
- 7.4 センターの名前で行った法律相談の収入は、センターに支払う。書類作成、弁護または代理事件を受任した場合の費用は、担当した弁護士が受け取る。

第八条： 法律相談センターの財源と管理

- 8.1 センターの場所は弁護士会の中におく。
- 8.2 センター長と事務員は一定の給料を受け取る。給料の額は弁護士会管理委員会が決める。
- 8.3 センターは、毎月の収支計算と会計報告書を、モンゴルの会計法に従って作成する。必要経費を差し引いた相談料収入は、3ヶ月に1回弁護士会の会計に入れる。
- 8.4 センター長は、毎月の会計報告を弁護士会会長に提出する。また、1年に一回、弁護士会管理委員会に提出する。

第九条： その他

- 9.1 センターの規則に関する改正は、弁護士会管理委員会で定める。
- 9.2 この規則は 年 の 月 日から有効となる。

調停事件受付シート

申立人		年		月		日	
住所		電話					
相手方							
住所		電話					
調停人							
申立手数料	10,000 トウグルグ (支払者)	成立手数料の有無、額				()tg (支払者)	
センターのことを何で知りましたか？ テレビ 知人の紹介、 新聞 その他							
紛争の金額							
開催期日							
事件の内容							

民事法律相談・調停センター

アンケート

1. 年齢
a 18～25 歳 b 25～35 歳 c 35～50 歳 d 50 歳以上
2. 学歴
a 大学 b 特別 c 中等？ d 中等
3. このセンターのことをどこで知りましたか？
a テレビ b 知人 c ラジオ d 新聞
e 公的機関の窓口 f 看板 g パンフレット
h その他（ ）
4. どのような問題についてのご相談ですか？
a 民事 b 刑事 c 行政 d わからない
5. センターのサービスについてご意見がありましたらお願いします。
6. センターの弁護士（ ）からのアドバイス

弁護士のサイン
申込者のサイン
日付

呼び出し状 書式

ウランバートル市

2008 年 10 月 8 日

A. B 様

X. T 氏が、A. B 様に対して、2007 年 10 月 3 日 70 万トゥグルグを貸した件で、法律相談・調停センターに対して、調停の申立てがありました。

この件について、あなたとお目にかかってお話し、問題を解決するお手伝いをしたいと思っておりますので、2008 年 10 月 15 日、当センターまでお越しください。

調停人 L. ウルツィーフ

(センターの印) センターO. アルタンゲレル (署名)

和解契約

2008 年 3 月 10 日

ウランバートル市

契約の目的：AはBから 100 万 tg を返還してもらう件につき調停する

調停の内容：

1. BはAが申し立てた 100 万 tg の返還請求に対し、2 回に分けて支払う。
2. Bは 2008 年 3 月 25 日に上記金額のうち 50 万 tg を支払い、2008 年 4 月 25 日に残りの 50 万 tg を支払って返還する。
3. 調停成立の手数料 80 万 tg は、B が 2008 年 3 月 11 日に支払う。
4. 当事者が上記の義務を履行しない場合は、裁判所等に対して権利を申し立てることができ、この場合、この契約は無効となり、紛争は初めから審理しなおし、当初の金額により申立てをすることができる。

以上のとおり契約する。

A

市民登録番号

B

市民登録番号

調停人

LGLセンター調停人 L. ウルツィーフー (印)

LGL 調停センター 調停人名簿

O. アルタンゲレル (センター長)

T s. アリマー

M. アルタンウルツィー

G. アムガランソーリ

A. アリウントール

T. バヤルトウグス

B. ブルネー

D. ダワ

N. オドントヤ

L. ウルツィーフー

H. ツェツェグホロル

B. エンフトゥブシン (事務局)

N. ラムジャブ (顧問)

調停センター成立手数料

LGL センターで調停が成立した場合の手数料を、2008 年 5 月から変更します。

調停の手数料は、申立手数料と、

申立手数料は最低 10000tg から、事件の金額によって決めます。

調停の目的が達成された場合の手数料は、事件の金額により、下記のとおりとします。

100 万 tg まで	10～20%
100 万 1tg から 1000 万 tg まで	10%
1000 万 1tg 以上	6%+22 万 tg

番号	種類	調停人	結果		
1	貸金01	ウルツィーフ	○		
2	貸金02	ウルツィーフ	○		
3	貸金03	ウルツィーフ	○		
4	貸金04	ダワ	○		
5	貸金05	ウルツィーフ	×	不明	
6	貸金06	ウルツィーフ	×	裁判	
7	貸金07	ウルツィーフ	×	裁判	
8	貸金08	アリマー	×	不明	
9	売買01	ウルツィーフ	○		
10	不動産01	アムガランソーリ	○		
11	アパートの管理01	ツェツェグホロル	×	不明	
12	建築01	ツェツェグホロル	×	裁判	
13	建築02	ツェツェグホロル	×	不明	
14	建築03	アリマー	×	裁判	
15	労働02	アリマー	×	裁判	
16	会社株式01	アルタンウルツィーフ	○		
17	ビザ01	ウルツィーフ	×	その他	自分たち
18	ビザ02	ウルツィーフ	×	その他	自分たち
19	ビザ05	ダワ	×	その他	警察
20	ビザ03	ツェツェグホロル	×	その他	警察
21	ビザ04	ウルツィーフ	×	裁判	
22	ビザ06	アムガランソーリ	×	その他	警察
23	損害賠償01	ソーリ	×	不明	
24	損害賠償02	アルタンウルツィーフ	○		
25	損害賠償03	アリマー	×	裁判	
26	詐欺被害01	ダワ	×	不明	
27	家庭01	ウルツィーフ	○		
28	家庭02	ツェツェグホロル	○		
29	家庭03	アルタンウルツィーフ	○		
30	家庭04	アルタンウルツィーフ	○		
31	家庭05	アリマー	×	裁判	

1. 貸金事件

1	事件の種類	貸金契約
2	調停人	L.ウルツィーフ
3	当事者	申立人 A (モンゴル人) 相手方 B (モンゴル人)
4	面談回数	5回
5	かかった時間	14日間
6	紛争の金額	5,000,000T
7	申立手数料	受領 (10,000T)
8	成功手数料	受領

9. 申立人の主張

AはBに 5,000,000 Tを貸した。

10. 相手方の主張

Bが借りた 5,000,000 Tを返すことになった。

11. 結論

調停 成立

AがBに 5,000,000 Tを利息なしで返し、調停が成立した。

12. その他

なし

2. 貸金事件

1	事件の種類	貸金契約
2	調停人	L. ウルツィーフ
3	当事者	申立人 A (モンゴル人) 相手方 B (モンゴル人)
4	面談回数	5 回
5	かかった時間	1 ヶ月
6	紛争の金額	900,000T
7	申立手数料	受領 (10,000T)
8	成功手数料	受領

9. 申立人の主張

AがBに 900.000 トグを貸した。

10. 相手方の主張

Bはその金を認容して2分割して払うことになった。

11. 結論

調停 成立

Bは貸金を2回にわけて支払うことになった。

12. その他

なし

3. 貸金事件

1	事件の種類	貸金契約
2	調停人	L. ウルツィーファー
3	当事者	申立人 A (モンゴル人) 相手方 B (モンゴル人)
4	面談回数	6回
5	かかった時間	27 日間
6	紛争の金額	2,500,000T
7	申立手数料	受領 (10,000T)
8	成功手数料	受領

9. 申立人の主張

Aは、Bから、貸した 2,500,000 トグを払ってもらいたい。

10. 相手方の主張

借りたのはたしかである。○年○月○日までに必ず返す。もしお金が用意できなかったら、現在持っている車（ナンバーUB◆●●●●）を売るか、質屋に入れてお金を作って必ず払う。

11. 結論

調停 成立

調停が成功した。

BはAに、○年○月○日までに、その日までの利息 195,000T（1日あたり 5,000T、39日分）を合わせて 2,695,000Tを支払う。

12. その他

なし

4. 貸金

1	事件の種類	貸金
2	調停人	ダワ
3	当事者	申立人 A (モンゴル人) 相手方 B (モンゴル人)
4	面談回数	6回
5	かかった時間	だいたい1ヶ月
6	紛争の金額	1,000,000T
7	申立手数料	受領(10,000T)
8	成功手数料	受領していない

9. 申立人の主張

AはBに100万Tg貸したが、返してくれないので、返してほしい。

相手方は、1月に15万払ったと知っているが、そんなものは受け取っていない。

10. 相手方の主張

1月に15万払ったから、残りは85万である。85万なら払う。

11. 結論

調停 成立

95万を支払うことで合意が成立した。5月に30万、6月に30万、7月に35万支払うことにした。センターで支払をすることになった。

しかし、5月と6月は二人とも来たが、7月には来なかった。このため、成立手数料をもらうことができなかった。

12. その他

BがAに15万Tgを支払ったか否かが問題となった。

5. 貸金

1	事件の種類	貸金
2	調停人	L.ウルツィーフ
3	当事者	申立人 A (モンゴル人) 相手方 B (モンゴル人)
4	面談回数	申立人と2回
5	かかった時間	1ヶ月未満
6	紛争の金額	5000米ドル
7	申立手数料	受領 10000T
8	成功手数料	受領せず

9. 申立人の主張

相手方に 5000 米ドル貸して 1 年たっているが、返してもらえないので、返してもらいたい。

10. 相手方の主張

(相手方は仕事で田舎へ行って連絡が取れなかった。)

11. 結論

調停 成立しなかった (その後は不明)

12. その他

両当事者はもともと知り合いで、AがBを助けるために 5000 ドルを貸し、領収書も持っていた。

6. 貸金

1	事件の種類	貸金
2	調停人	L.ウルツィーフ
3	当事者	申立人 A (モンゴル人) 相手方 B (モンゴル人)
4	面談回数	申立人と 4 回、相手方と 4 回
5	かかった時間	1 ヶ月半
6	紛争の金額	1,500,000 トゥグリグ
7	申立手数料	受領 (10,000T)
8	成功手数料	受領せず

9. 申立人の主張

相手方に 150 万トゥグリグ貸して 1 年たっているが、返してもらえないので、返してもらいたい。

10. 相手方の主張

借りたことはたしかである。非常に遅くなっている。すぐ返す。

11. 結論

調停 成立しなかった (訴訟に移行)

申立人は、相手方があまりに長期間支払いをしなかったので信用できなくなり、訴訟をすることになった。

12. その他

なし

7. 貸金

1	事件の種類	貸金
2	調停人	L.ウルツィーフ
3	当事者	申立人 A (モンゴル人) 相手方 B (モンゴル人)
4	面談回数	申立人と 6 回 相手方と 4 回電話で話した
5	かかった時間	12 日間
6	紛争の金額	2,500,000T
7	申立手数料	受領 (10,000T)
8	成功手数料	受領せず

9. 申立人の主張

相手方に 250 万 T を利子付で貸したので、返してもらいたい。

10. 相手方の主張

相手方と 4 回電話をした。当初は払うといていたが、後から払わないと言うようになった。

11. 結論

調停 成立しない (訴訟に移行)

裁判をするというので、訴状を作成した。

12. その他

当事者双方は兄弟のような関係である。お互いに貸金について文書による契約を作っている。

8. 貸金

1	事件の種類	貸金
2	調停人	T s. アリマー
3	当事者	申立人 信用組合 相手方 B (モンゴル人)
4	面談回数	3回
5	かかった時間	1ヶ月
6	紛争の金額	3000ドル
7	申立手数料	受領 5000T
8	成功手数料	受領しない

9. 申立人の主張

3000ドル貸した。

10. 相手方の主張

3000ドル払うつもりがあるが、お金がない。

11. 結論

調停不成立（その後は不明）

12. その他

信用組合の人ではなく、貸金の紹介者が代理で相談に来た。

相手方は地方の人。

9. 売買契約

1	事件の種類	売買契約
2	調停人	L.ウルツィーフ
3	当事者	申立人 A (モンゴル人) 相手方 B (モンゴル人)
4	面談回数	申立人と 5 回
5	かかった時間	3 ヶ月
6	紛争の金額	175,000 トゥグリグ
7	申立手数料	受領 10,000T
8	成功手数料	受領 10,500T

9. 申立人の主張

申立人は、UB カード（電話カード）の販売業者だった。しかし、このカードが途中で使えなくなったので、買ったカードの代金 175,000 トゥグリグの返還を求める。

10. 相手方の主張

相手方と電話で連絡を取ったところ、175,000T のうち、50,000T は、このカードを作った発起人のCが払った。125,000T は相手方が自分で払う。

11. 結論

調停 成立

1. 50,000T はすでに支払い済みである。
2. 残りの金銭 125,000T を今回支払う。これで、合計 175,000T を支払って和解が成立した。

12. その他

なし

10. 不動産に関する紛争

1	事件の種類	不動産に関する紛争
2	調停人	G.アムガランソーリ
3	当事者	申立人 A（モンゴル人女性） 相手方 B（モンゴル人、義母）
4	面談回数	3回
5	かかった時間	2ヶ月
6	紛争の金額	3,465,000T
7	申立手数料	受領（10,000T）
8	成功手数料	受領

9. 申立人の主張

3,465,000T の一戸建ての建物の代金を請求したい。不動産の証明書には、4 人の子供と夫と私たちの 6 人の家族の財産だと書いてあるのに、義理の母が私たちに言わずに売る約束をしてしまい、お金を取って、私たちには 300,000T しかくれない。絶対に売らないとはいわないが、いくらかお金をくれるのであれば、夫と別れて終わりにする。900,000T をくれるなら、全部のお金を支払わなくても、権利証を渡してもよい。

10. 相手方の主張

絶対に裁判所には行きたくないので、調停をしたい。少し多めにお金を払うことになってもよい。

11. 結論

調停 成立

○年○月○日、相手方は、申立人に、900,000T を支払い、申立人は、不動産の権利の証明書を相手方に渡した。

12. その他

なし

11. アパート所有者組合の事件

1	事件の種類	アパート所有者組合
2	調停人	H.ツェツェグホル
3	当事者	申立人 A（住宅所有者組合） 相手方 B（アパートの住民等 18 名）
4	面談回数	申立人と 3 回 相手方 18 名と電話で 1 回ずつ
5	かかった時間	2 週間
6	紛争の金額	2,800,000T
7	申立手数料	受領 10000T
8	成功手数料	受領せず

9. 申立人の主張

住民と、建物の中で美容院と食堂をやっている人たちが、2 年分の住宅所有者組合の共益金 2,800,000T を支払わなかった。

最近 2 年間の共益金を支払っていないので、住宅所有者組合に被害を与えた。

10. 相手方の主張

相手方住民 18 人全員と話をしたが、支払わないとのこと。

11. 結論

調停 不成立（その後は不明）

12. その他

12. 建築請負契約

1	事件の種類	建築
2	調停人	H.ツェツェグホロル
3	当事者	申立人 A（モンゴル人4名） 相手方 B（モンゴル企業）
4	面談回数	各4回ずつ
5	かかった時間	3ヶ月
6	紛争の金額	18,000,000T
7	申立手数料	受領せず
8	成功手数料	受領せず

9. 申立人の主張

初回は申立人4人が来たが、その後は一人が代表として来た。

B会社にアパートを建築してもらう契約をしたが、期限内に完成して使わせなかったの
で、被害を請求したい。

建物を注文して購入する金額は、会社に全部支払った。契約には、契約期間中に入居で
きななかった場合、最終的な契約金額の損害を返還するという条件があるので、それにした
がって4名の人が18,000,000Tの支払いを会社に請求した。

10. 相手方の主張

農業大学に病気が出て、道路が封鎖されたため、資材を運ぶことができなかった。その
ために契約上の期間に間に合わなかったのだから、自然災害の理由によるので、会社に責
任はなく、賠償は支払わない。

11. 結論

調停 不成立（訴訟へ移行）

12. その他

なし

13. 建築請負契約

1	事件の種類	建築
2	調停人	H.ツェツェグホル
3	当事者	申立人 A (モンゴル人) 相手方 B (モンゴルの会社)
4	面談回数	各 2 回
5	かかった時間	1 日
6	紛争の金額	3,000,000T
7	申立手数料	受領 10000T
8	成功手数料	受領せず

9. 申立人の主張

建築施工実施会社である当社に対して、契約に決まった金額 3,000,000T が支払われていない。

10. 相手方の主張

当社からは、施工実施会社のエンジニアに対して、賃金として 2,800,000T を現金で支払っている。エンジニアと話してほしい。領収証にサインもある。

11. 結論

調停不成立（その後は不明）

12. その他

建築施工実施会社のエンジニアは、建物が完成する前に個人的な仕事で韓国へ行って帰ってきておらず、はっきりした連絡先もないため、調停はうまくいかなかった。

14. 建築請負契約

1	事件の種類	建築
2	調停人	T s. アリマー
3	当事者	申立人 A (モンゴル人) 相手方 B、C (モンゴル人2名)
4	面談回数	申立人と7回 相手方と2回
5	かかった時間	4ヶ月
6	紛争の金額	600,000T
7	申立手数料	受領 10000T
8	成功手数料	受領しない

9. 申立人の主張

申立人Aは、TT会社から、ガラス壁の工事を頼まれた。自分ではできないので、B、Cを紹介して、工事をやらせた。工事のときに、申立人の道具を使わせたので、B、Cから、道具の使用料金と、仕事を紹介した紹介料金をもらいたい。

10. 相手方の主張

道具の使用料金30万は払う。

11. 結論

調停不成立（その後は不明）

12. その他

申立人が途中で地方へ行ってしまう、相手の連絡先もわからないため、途中で終わった。

15. 損害賠償

1	事件の種類	損害賠償
2	調停人	T s. アリマー
3	当事者	申立人 A (モンゴル人、先生) 相手方 B (モンゴル人、学校の校長)
4	面談回数	6回
5	かかった時間	1ヶ月
6	紛争の金額	はっきりせず
7	申立手数料	受領 10,000T
8	成功手数料	受領 1,000,000T

9. 申立人の主張

(学校から解雇されたが、) 不良行為はしていない。校長の決定が違法である。前の仕事に戻って働きたい。また、未払いの給料を取りたい。

10. 相手方の主張

学生たちに試験をせずに学校を休ませる条件として、高価な茶碗を買わせるよう依頼し、倫理違反をしたので、解雇する決定をした。

11. 結論

調停不成立 (訴訟に移行)

調停センターからは強い効力の文書が出ないので、判決がほしいとのことで、訴訟に移行した。

12. その他

A B C 地区の P 裁判官より、和解契約を簡易決定する判決が出た。

16. 株式関係

1	事件の種類	株式関係の紛争
2	調停人	M. アルタンウルツィー
3	当事者	申立人 A (モンゴル人) 相手方 B (モンゴル人)
4	面談回数	6回
5	かかった時間	5日間
6	紛争の金額	680,000,000T
7	申立手数料	受領 10000T
8	成功手数料	受領 (A、B 半分ずつ負担)

9. 申立人の主張

Aは某会社の株式の 43 パーセントを保有していた。会社の社長Bは当初、株式の 21 パーセントを持っていたが、最近買い増しをして、現在 45 パーセント保有して、支配権を要求している。

裁判でも争っているが、和解して速やかに解決したい。

Bは、指揮権を持つ単位の株を取得したあと、ほかの株主たちに対し、株式を会社に戻し請求する権利行使ができることを通知するべきなのに、この法定の行為をしなかったから、Bの持つ株式は議決権のないものとなり、会社支配権を取得する法律の根拠はない。

10. 相手方の主張

自分は株式の 45 パーセントを持っており、会社の支配権を得ることができる。

11. 結論

調停成立

AはBに、自分の持っている株式を 680,000,000tg で売却することになった。

12. その他

訴訟でも争っていて、3ヶ月がたっていたが、このような争いはかえって会社に損害になることを説明して、調停で解決することができた。

17. ビザ関係

1	事件の種類	ビザ関係
2	調停人	L.ウルツィーフ
3	当事者	申立人 A（モンゴル人） 相手方 B（韓国人）
4	面談回数	申立人と 3 回 相手方の通訳と電話で 5－6 回
5	かかった時間	1 ヶ月弱
6	紛争の金額	2400 米ドル
7	申立手数料	受領（10,000T）
8	成功手数料	受領せず

9. 申立人の主張

申立人の子供をイギリスへ行かせるといって 2400 ドル支払ったのに、行くことができなかったの、2400 ドルを返してもらいたい。

10. 相手方の主張

相手方に対し、5,6 回、通訳を通して伝えたが、自分たちで解決すると答えた。

11. 結論

調停成立せず（その他）

申立人と相手方は、2 人で会って、自分たちで解決したといった。

12. その他

なし

18. ビザ関係

1	事件の種類	ビザ関係
2	調停人	L.ウルツィーフ
3	当事者	申立人 A (モンゴル人) 相手方 B (モンゴル人)
4	面談回数	申立人と 3 回
5	かかった時間	1 ヶ月弱
6	紛争の金額	2000 ユーロ
7	申立手数料	受領 (10,000T)
8	成功手数料	受領せず

9. 申立人の主張

申立人の子供をアイルランドへ行かせるというので、2000 ユーロを支払った。ビザが出て、アイルランドへ行ったが、入国を拒否されたので、お金を返してもらいたい。

10. 相手方の主張

金は返す。申立人と話して、自分たちの間で和解する。

11. 結論

調停成立せず (その他)

調停センターへ来て解決するといったので、当事者と何度も会って話したが、結局当事者同士で和解した。

12. その他

ビザが出て、アイルランドまで行ったが、本当は一緒に行って仕事も見つけてくれるという約束だったのにできなかったの、お金は返すことになった。

19. ビザ関係

1	事件の種類	ビザ関係
2	調停人	L.ウルツィーフ
3	当事者	申立人 A（モンゴル人） 相手方 B（モンゴル人）
4	面談回数	3回
5	かかった時間	23日間
6	紛争の金額	1,000,000T
7	申立手数料	受領（10,000T）
8	成功手数料	受領せず

9. 申立人の主張

チェコのビザを発行してもらえるように仲介し、手数料をもらう約束だった。相手方とその友人 1 名の分の招待状が届いたら支払うと言ったが、招待状が届いたのに、金を払わない。

10. 相手方の主張

友人と一緒にチェコの招待状をもらって、届いたら金を払うつもりだったが、家庭に問題があって、行くことができなくなった。金は払う。

11. 結論

調停不成立（訴訟に移行）

双方が会って結論を出すと言っていたが、合意に達成することができなかったので、訴訟に移行することになった。

12. その他

なし

20. ビザ関係

1	事件の種類	ビザ関係
2	調停人	D.ダワ
3	当事者	申立人 A (モンゴル人) 相手方 B (モンゴル人)
4	面談回数	6回
5	かかった時間	1ヵ月半
6	紛争の金額	5000ドル
7	申立手数料	受領 10,000T
8	成功手数料	受領せず

9. 申立人の主張

自分の父親が、自分の弟を韓国に行かせるために 5000 ドル支払った。また、別に 500 ドルは飛行機代に使用したと言っているが、行けなかったので、5000 ドルを返してほしい。

申立人が直接の当事者ではないため、当初、事情をよく理解していなかったが、5000 ドルで、4 回韓国に行かせる話になっていた。1 回は実際に韓国へ行ったことがわかったが、その後は行けなくなったので、1 回分 1250 ドルを差し引いて、残りの 3750 ドルを支払ってほしい。

10. 相手方の主張

B は 3750 ドルを○年○月○日に支払うといった。しかし、その後、受け取った 5500 ドルは韓国の会社に払ってしまっており、この会社から返事がないので、支払えないと主張した。

11. 結論

調停成立せず（訴訟に移行）

申立人は、相手方の行為を捜査機関に申し立てるので、資料を返却した。

12. その他

なし

2 1. ビザ関係

1	事件の種類	ビザ関係
2	調停人	H.ツェツェグホロル
3	当事者	申立人 A (モンゴル人) 相手方 B (モンゴル人)
4	面談回数	申立人と2回
5	かかった時間	14 日間
6	紛争の金額	5000 ドル
7	申立手数料	受領せず
8	成功手数料	受領せず

9. 申立人の主張

韓国へ行かせるというので、5000 ドル支払った。返してほしい。

10. 相手方の主張

相手方には、はっきりした住所がなく、電話に出ず、電話に出てもうそをつき、金は払わず、出るところに出てもよいという。

11. 結論

調停不成立（訴訟に移行）

申立人の求めている 5000 ドルは支払われず、財産もないので、警察に出す書類を作成した。

12. その他

当事者は互いに知り合いであるため、特に証拠もなく、5000 ドルのやりとりをしていた。

22. ビザ関係

1	事件の種類	ビザ関係
2	調停人	G. アムガランソーリ
3	当事者	申立人 A (モンゴル人) 相手方 B (モンゴル企業の社長)
4	面談回数	2回
5	かかった時間	2ヶ月
6	紛争の金額	2000ドル、22万 tg
7	申立手数料	受領 10000T
8	成功手数料	受領しない

9. 申立人の主張

B会社の社長から、韓国へ行くビザを取ってあげると言われたので、6ヶ月ほど前に、全部で2000ドルと220,000トゥグリグを払った。もし金を返さないでこれ以上時間をひきのばそうとするなら、警察に届けたい。

10. 相手方の主張

相手方は、最初に面会をしたときには、「Aの言い分を聞いたので、明日どうやって解決するか返事する」と言っていた。

11. 結論

調停 不成立（訴訟に移行）

相手方は翌日返事をすると言ったが、申立人はそれを受け入れず、申立人の義理の母も和解を認めずに警察に届けた。根拠は詐欺である。

12. その他

なし

23. 損害賠償請求

1	事件の種類	損害賠償
2	調停人	M. アルタンウルツィー
3	当事者	申立人 A (モンゴル人) 相手方 B (モンゴルの建設会社)
4	面談回数	2回
5	かかった時間	4日間
6	紛争の金額	25,000,000T
7	申立手数料	受領 10,000T
8	成功手数料	受領 1,000,000T

9. 申立人の主張

Aの息子は学生だったが、夏休みに建設現場で働いている時に建物から落ちて死亡した。損害額は25,000,000Tであるとして請求した。

10. 相手方の主張

Aの子供は、職場の規律に違反して、ほかのところに、労働管理者の指示が何もないまま行って、事故にあった。会社には落ち度がない。葬式の費用分として、1,200,000Tは支払った。ほかの責任はない。

11. 結論

調停成立

会社は600万Tを支払う。

12. その他

Aの子供が建物から落ちて死亡したのは会社に責任がないが、事業の経験のない若い職員に、十分な指示をして相当の監督をすることができなかった。会社にも一定の落ち度があることを説明して、少し賠償をしたほうがよいとアドバイスをし、B会社から、Aの生活の扶助のために支払をすることとなった。

24. 損害賠償請求

1	事件の種類	損害賠償
2	調停人	G. アムガランソーリ
3	当事者	申立人 A (モンゴル人) 相手方 B (モンゴル人)
4	面談回数	2回
5	かかった時間	10日間
6	紛争の金額	2,500,000T
7	申立手数料	受領 10000T
8	成功手数料	受領せず

9. 申立人の主張

Aの息子がBの犬に噛まれてケガをし、250.000Tの出費をしたので、損害賠償請求したい。本当は被害は500.000Tである。薬の注射、栄養のある食物、20日間入院した時の食事療養費、タクシーの金など。でも250.000T取りたい。

Bは子供の親しい友達だから裁判へ行かないで話し合って問題を解決したい。

10. 相手方の主張

50.000 トグを払った。今後はもう金を払わない。根拠がない。

11. 結論

調停 不成立（その後は不明）

12. その他

調停が成立しなかった。Bと3回電話で話したが、「私は50.000T払ったし、ほかには支払う気がない」と言った。

25. 損害賠償請求

1	事件の種類	損害賠償
2	調停人	T s. アリマー
3	当事者	申立人 A (モンゴル人) 相手方 B (モンゴル人)
4	面談回数	6回
5	かかった時間	8日間
6	紛争の金額	2,125,000
7	申立手数料	受領 10000T
8	成功手数料	受領しない

9. 申立人の主張

(自分は相手方の店でアルバイトをしていたが、) 相手方は、自分が商品を不足させたと言って、裁判所に訴えた。しかし、訴えには根拠がない。自分は 31,108,600T も売り上げを上げ、商品は不足させていない。ショーウィンドウの保存状態が悪く、外側からの鍵のかけ方が悪かったので足りなくなったと思う。この 2 つの理由で、商品が不足している。

10. 相手方の主張

Aは自分の店で働いているときに商品を不足させたので、その代金を支払ってほしい。

11. 結論

調停成立せず (訴訟に移行)

12. その他

BはAを裁判所に訴え、金銭を請求した。

A B C区の裁判所P裁判官は、1,000,000T を (Aから) Bに 2 回に分けて支払うよう和解決定を出した。

26. 損害賠償請求

1	事件の種類	損害賠償（詐欺事件の被害弁償）
2	調停人	ダワ
3	当事者	申立人 A（モンゴル人） 相手方 B（モンゴル人）
4	面談回数	2回
5	かかった時間	7日間
6	紛争の金額	500,000T
7	申立手数料	受領 10000T
8	成功手数料	受領せず

9. 申立人の主張

親戚である相手方 B から 500,000T 取りたい。

アパートを買いたいと探していたところ、B の娘 C が仲介をして、「いいアパートがあるが電気代を滞納しているので、その 500,000T を支払えば安く買える」と言うので、A は C に 500,000T を預けた。しかし、結局 C の話はうそだった。

C は、ほかにも何人かから同種の詐欺事件を起こして、拘置所に入っていた。

B が、「自分の娘である C の事件の被害届を取り下げしてくれるなら、500,000T は自分で払ってもよい」と言ったので、警察に行ったが、刑法 148 条の事件は、A が取り下げても手続は止まらないので意味がないと言われ、取り下げなかった。

ほかの人たちは、私より先に警察に被害届を出して、裁判で被害のお金を返す判決をもらったが、自分は、父親である B が払ってくれると言っていたので、裁判のことをあまり気にしておらず、結局、判決も得なかった。

10. 相手方の主張

私の娘 C の事件から被害届を取り下げると言ったのに、取り下げず、娘は今、刑務所にいる。だから 500.000T を払う根拠はないと言った。

11. 結論

調停不成立（その後は不明）

被告が払わないと言ったので、今後どうやって解決するか難しい問題。

12. その他

なし

27. 家事事件

1	事件の種類	家族（夫婦）関係
2	調停人	L.ウルツィーフ
3	当事者	申立人 A（モンゴル人、夫） 相手方 B（モンゴル人、妻）
4	面談回数	申立人と4回、相手方と2回
5	かかった時間	8日間
6	紛争の金額	不明
7	申立手数料	受領（10,000T）
8	成功手数料	受領せず（金額を決めていなかったため）

9. 申立人の主張

申立人（夫）は、妻と10年ぐらい一緒に生活している。子供も2人おり、別れたくないが、妻からは別れたいといわれているので、調停してほしい。

10. 相手方の主張

相手方（妻）は、夫と10年ぐらい生活したが、今後、夫と生活していくことはできないと思っている。すぐに別れることはしないが、しばらくの間自分は家を出て別居し、ときどき家に帰っても良い。

11. 結論

調停成立

妻は、当初、和解しない、もう夫とはやっていけないと言っていたが、お互いに会ってみて、理解しあうこととなった。

12. その他

28. 家事事件

1	事件の種類	家族関係
2	調停人	H.ツェツェグホロル
3	当事者	申立人 A (モンゴル人、妻) 相手方 B (モンゴル人、夫)
4	面談回数	各 4 回
5	かかった時間	1 ヶ月
6	紛争の金額	5,000,000T
7	申立手数料	受領 10,000T
8	成功手数料	受領 80,000T

9. 申立人の主張

子供のことを考えて、別れたくない。別れるなら、子供が 18 歳になるまでの扶養料を取りたい。

10. 相手方の主張

今後一緒に住みたくない。子供の養育費は、最低生活費の基準に合わせて支払う。

11. 結論

調停 成立

申立人は相手方に 4,500,000 支払う。

12. その他

同棲しているときに子供が生まれた。結婚登録はしていない。

29. 家事事件

1	事件の種類	家族関係（離婚の財産分与）
2	調停人	M.アルタンウルツィー
3	当事者	申立人（夫、モンゴル人、25歳） 相手方（妻、モンゴル人、23歳） 利害関係人 夫の両親
4	面談回数	8回
5	かかった時間	1週間
6	紛争の金額	65,000,000T
7	申立手数料	受領 10000T
8	成功手数料	受領 4,500,000 100%夫が支払った

9. 申立人の主張

妻と別れるので、財産を分けるのに調停をしてほしい。自分の名前で一戸建て、2台の車（1台のジープと1台の乗用車）、ゲル（モンゴル式テント）、家財道具がある。しかし、一戸建ては、自分の親が田舎からUBに引っ越してきたときに、息子である自分の名前で登録したものだから、夫婦とは関係がない。自分たちは若いのでこのようなたくさんの資産を積み立てる期間はなかった。

10. 相手方の主張

A名義の財産から自分の持分を分けてもらいたい。

11. 結論

調停成立

夫の言い分により、夫名義の乗用車1台、結婚するときにもらった財産の80パーセント（ゲル、冷蔵庫、テレビ、ベッド）を妻にあげることになった。

結婚するときに取得した財産の20%（戸棚、ソファ）は夫がもらうことになり、また、ジープと一戸建ては夫に残った。

12. その他

夫の名前で登録されている財産だが、妻に分与して、夫の親に損害が生じないようにするため、夫の親からも5回ほど会って事情を聞き、合意した。1戸建てのある現地にも行き、確認した。

30. 家事事件

1	事件の種類	家事事件
2	調停人	M. アルタンウルツィー
3	当事者	申立人 A (モンゴル人、妻) 相手方 B (モンゴル人、夫)
4	面談回数	4 回
5	かかった時間	6 日間
6	紛争の金額	58,000,000T
7	申立手数料	受領 10,000T
8	成功手数料	受領 (100%夫が支払った)

9. 申立人の主張

家族の財産である 4 部屋のマンション、夏用の 2 階家屋、1 台の車、ゲル、家財道具から、自己の持ち分財産を取りたい。離婚したい。3 歳の子供が 1 人いる。

10. 相手方の主張

マンションと夏の家屋は、結婚する前に買った。夫婦の間に財産契約がないから妻に渡す必要はなく、法的根拠がない。

11. 結論

調停成立

A が 25,000,000T 相当の夏用の家屋を妻に譲ることになった。

12. その他

妻に何も住宅と財産がなく、子供の権利が侵害されるかもしれないことを当事者に説明して、和解した。

3 1. 家事事件

1	事件の種類	家事事件
2	調停人	T s. アリマー
3	当事者	申立人 A (モンゴル人、妻) 相手方 B (モンゴル人、夫)
4	面談回数	妻と3回、夫と2回
5	かかった時間	5日間
6	紛争の金額	不明
7	申立手数料	受領 10000T
8	成功手数料	受領しない

9. 申立人の主張

夫がいつもお酒を飲んで暴力を振るうので、離婚したい。ABC地区の警察に申し立てている。夫には知人から負債が900万トッグぐらいあり、一度は自分が代わりに弁済した。

10. 相手方の主張

今後酒を飲まないようにし、知人からお金を借りないようにし、妻を殴らないようにするので、離婚したくない。

11. 結論

調停成立

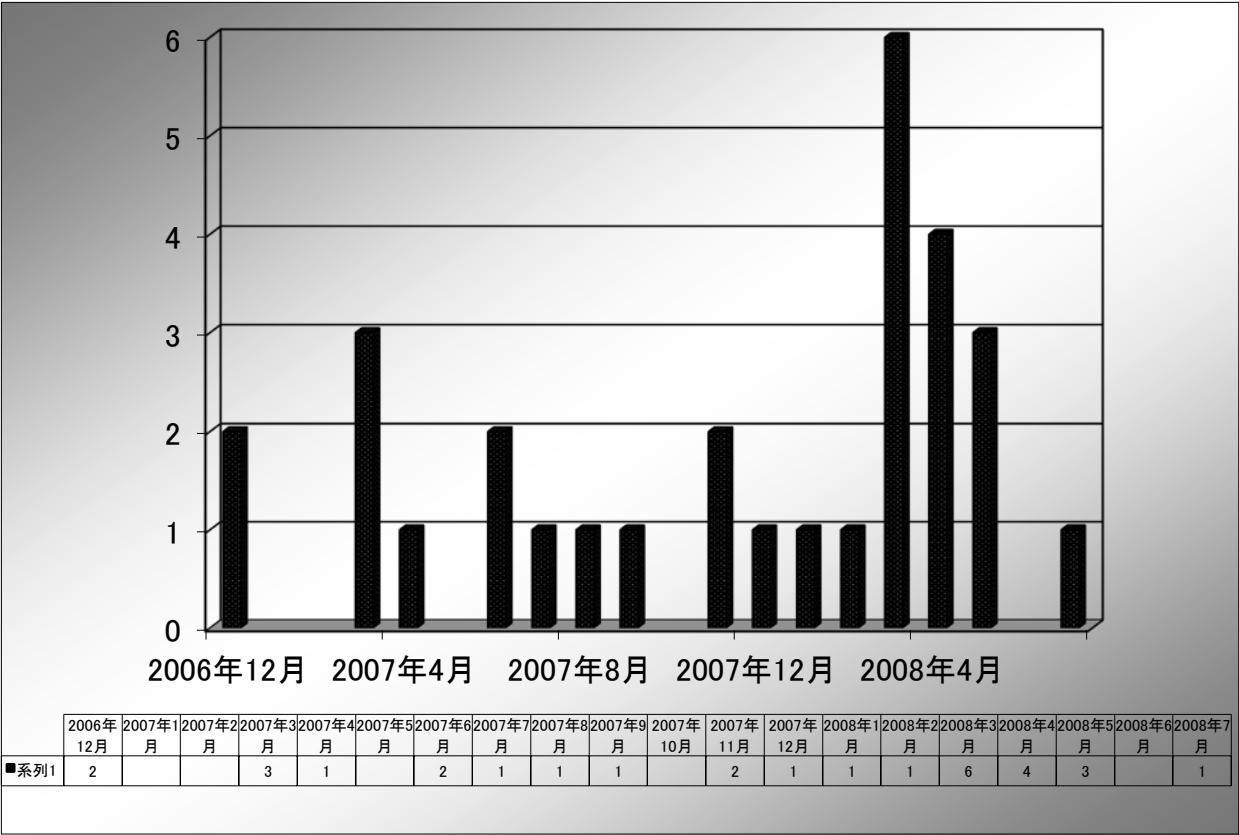
2人の子供は成人しているが、財産の分与の問題があり、裁判所に事件が係属していた。

12. その他

ABC地区の裁判官Bが、裁判所に離婚を申し立ててから3ヶ月の再考期間をおいていたところ、その間に和解が成立した事件。

最近夫も酒を飲んでいない。

事件数



2006年12月
2

2007年1月	2007年2月	2007年3月	2007年4月	2007年5月	2007年6月
		3	1		2

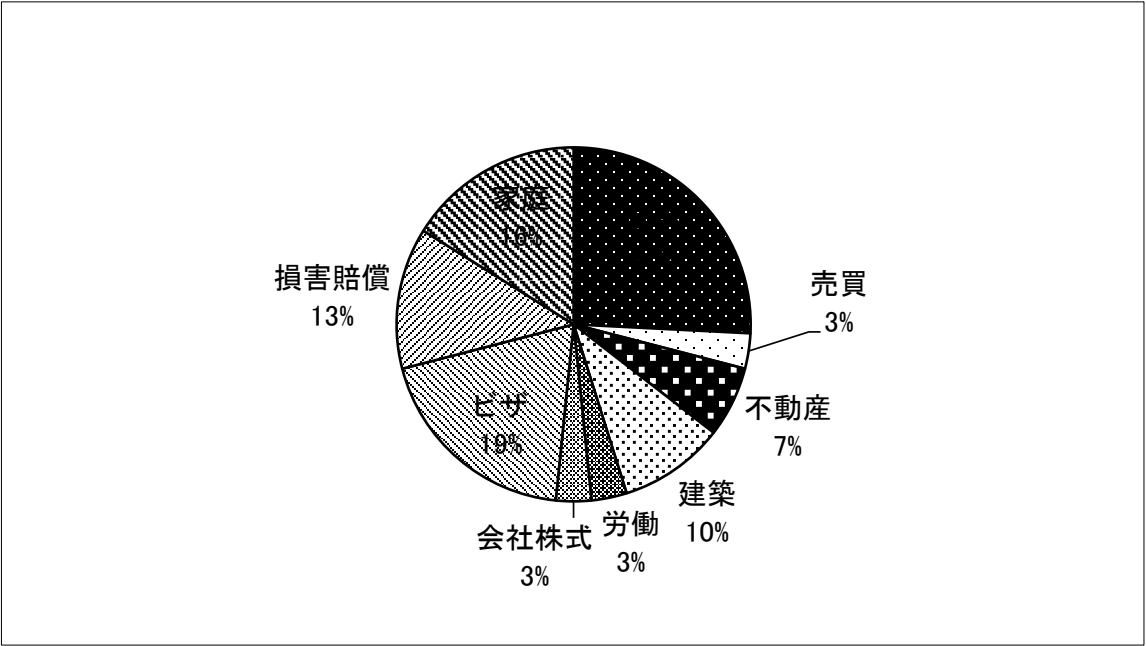
2007年7月	2007年8月	2007年9月	2007年10月	2007年11月	2007年12月
1	1	1		2	1

2008年1月	2008年2月	2008年3月	2008年4月	2008年5月	2008年6月
1	1	6	4	3	

2008年7月	2008年8月	2008年9月
1		1

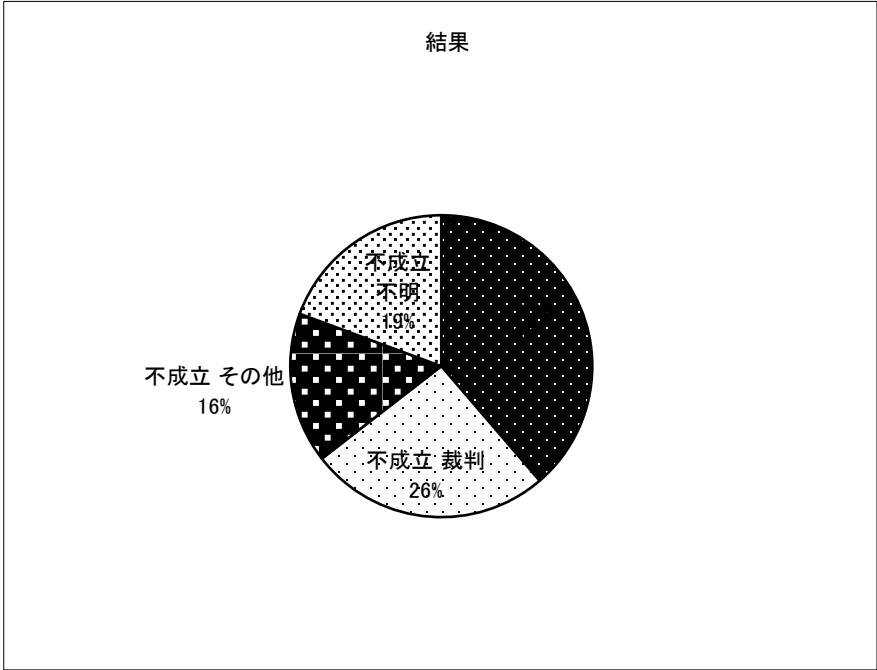
調停センターで扱った事件（種類別）

貸金	8
売買	1
不動産	2
建築	3
労働	1
会社株式	1
ビザ	6
損害賠償	4
家庭	5



調停センターで扱った事件 結果別

成立		12
不成立	裁判	8
不成立	その他	5
不成立	不明	6



制定 平9・1

改正 平11・3 平12・3 平14・9

平16・10

全部改正 平19・8

(あっせん・仲裁センターの設置)

第1条 [あっせん・仲裁センター設置に関する規程](#)に基づき、本会に、愛知県弁護士会あっせん・仲裁センター（以下「あっせん・仲裁センター」という。）を設置する。

(事業)

第2条 あっせん・仲裁センターは、次の事業を行う。

- 一 和解のあっせんおよび仲裁の実施
- 二 あっせん・仲裁センターの行う事業の広報
- 三 あっせん・仲裁センターの目的を実現するため必要な事業

(運営)

第3条 あっせん・仲裁センターの運営は、あっせん・仲裁センター運営特別委員会（以下「委員会」という）が行う。

2 会長は、委員会の要請に基づき、あっせん・仲裁センターの業務の一部を愛知県弁護士会法律相談センターその他の機関に委嘱することができる。

(委員会の業務)

第4条 委員会は、あっせん・仲裁センターの運営に関する一切の業務を遂行するほか、この規則によって委任された事項について、必要な細則を定めることができる。

(あっせん・仲裁人候補者)

第5条 会長は、委員会の意見を聞いて、あっせん・仲裁人候補者を次の中から指名する。

- 一 登録10年以上の弁護士。この場合、登録年数には裁判官・検察官の在職年数を算入する
 - 二 弁護士以外の者であって学識経験者または専門知識、法律事務に精通する者
- 2 あっせん・仲裁センターは、指名されたあっせん・仲裁人候補者の名簿を作成し、これを常備する。

3 あっせん・仲裁人候補者の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(あっせん・仲裁人の選任)

第6条 あっせん・仲裁人の選任は、[あっせん・仲裁人手続規則](#)の定めるところとする。

(専門委員)

第7条 あっせん・仲裁センターは、当事者もしくはあっせん・仲裁人の申出があった場合、または必要と認めた場合には、あっせん・仲裁手続を補佐するため、弁護士、学識経験者、専門知識に精通する者または法律事務に精通する者の中から、専門委員を選任することができる。

2 専門委員は、仲裁事件の解決のため必要な調査、報告を行い、あっせん・仲裁人を補佐する。

(あっせん・仲裁人の職務)

第8条 あっせん・仲裁人は、あっせん・仲裁手続規則に従い、独立してあっせん・仲裁手続を行い、事件終了後は、仲裁判断書等あっせん・仲裁事件の結果を示す文書を添えて、あっせん・仲裁センターに報告書を提出しなければならない。

(事務局)

第9条 本会にあっせん・仲裁センターの事務局を置く。

2 事務局員は、あっせん・仲裁センターの受付事務、呼出事務、事件記録の整理と保管、送達事務、会計その他必要な事務を行う。

(備付け書類)

第10条 あっせん・仲裁センターに左の書類を備付ける。

- 一 あっせん・仲裁人候補者名簿
- 二 あっせん・仲裁事件受理簿
- 三 その他あっせん・仲裁事件の処理に関する書類

(あっせん・仲裁の申立)

第11条 あっせん・仲裁の申立をするには、あっせん・仲裁センターに対し、別に定めるあっせん・仲裁手続規則に従って書類を提出し、申立をしなければならない。

(代理人の資格)

第12条 あっせん・仲裁手続において、弁護士以外の者が、当事者（参加人を含む。以下同じ）の代理人になろうとする場合には、あっせん・仲裁センターの許可を得なければならない。

（あっせん・仲裁事件の受付）

第13条 あっせん・仲裁申立の受付は、休日、祝祭日および土曜日ならびに年末年始を除く日の、毎日午前10時から午後4時までとする。

2 前項の受付の時間は、あっせん・仲裁センターが適宜変更することができる。

（あっせん・仲裁期日）

第14条 あっせん・仲裁期日は、愛知県弁護士会館もしくは西三河支部会館（以下「会館」という。）内または、あっせん・仲裁センターの指定する場所において開催する。

2 会館内におけるあっせん・仲裁期日は、休日、祝祭日および土曜日ならびに年末年始を除く毎日午前10時から午後5時までの間に行う。

3 前2項にかかわらず、あっせん・仲裁人は、必要があると認める場合には、その指定する場所および時間において、あっせん・仲裁期日を行うことができる。

（あっせん・仲裁人との委任契約）

第15条 あっせん・仲裁センターは、あっせん・仲裁事件につき、選任されたあっせん・仲裁人との間であっせん・仲裁事件委任契約を締結する。

（あっせん・仲裁手数料等）

第16条 あっせん。仲裁手数料、参加人が負担すべき手数料および諸費用は、別に定める[あっせん・仲裁手数料規則](#)に従う。

（あっせん・仲裁人等に対する報酬）

第17条 あっせん・仲裁センターは、別に定める[あっせん・仲裁人報酬規則](#)による報酬をあっせん・仲裁人および専門委員に支払うものとする。

（守秘義務）

第18条 あっせん・仲裁人および専門委員は、正当な理由なく、その職務上知り得た秘密を他へ漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（記録の保存および閲覧謄写）

第19条 あっせん・仲裁センターは、仲裁判断書および和解契約書の写しを保存する。

2 あっせん・仲裁事件の当事者は、仲裁判断書および和解契約書の写しを閲覧謄写することができる。

3 記録の保存および閲覧謄写に関する細則は、あっせん・仲裁センターが定めるところによる。

(特別の手続)

第20条 事件が特別の秘密保持を要する場合の手続、外国人または外国語の関連する事件の手続、その他特別な手続を要する場合の手続は、別に定めるところによる。

附 則

1 この規則は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。(平成9年1月17日承認)

2 本規則に基づくあっせん・仲裁の申立の受付は、前項に定める施行の日から6か月を超えない期間内において、名古屋弁護士会会長の定める日から開始する。(平成9年4月1日開始)

附 則

第6条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。(平成11年3月19日承認)

附 則

第6条第2項ないし第4項および第14条第1項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。(平成12年3月17日承認)

附 則

第5条第2項、第6条および第14条第1項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。(平成14年9月20日承認)

附 則

第1条、第3条第2項および第14条第1項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成17年4月1日から施行する。(平成16年10月19日承認)

(平成19年8月23日全部改正) 

制定 平9・1

全部改正 平19・8

(あっせん・仲裁手数料の種類)

第1条 あっせん・仲裁手数料は、申立手数料、参加手数料および成立手数料とする。

(申立手数料)

第2条 申立人は、あっせん・仲裁センターに対し、あっせん・仲裁申立に際し、申立手数料として金1万円を納付する。

2 あっせん・仲裁センターは、特別の事情がある場合は前項の申立手数料を減免することができる。

3 あっせん・仲裁センターは、受領した申立手数料を返還しない。ただし、次の場合は、各号に定める金額を返還する。

一 あっせん・仲裁センターが第1項の申立手数料を受領した後に前項により減額したときはその額

二 相手方があっせん・仲裁期日に1回も出席しないままあっせん・仲裁手続が取下げまたは不応諾等により終了したときは、申立手数料の2分の1に相当する金額

三 あっせん・仲裁センターがあっせん・仲裁申立の受理を取消したときは、申立手数料の全額

(成立手数料)

第3条 申立人および相手方は、あっせん・仲裁センターに対し、仲裁判断がなされた場合または和解が成立した場合には、仲裁判断書または和解契約書に解決額として示された経済的利益の額を紛争の価格として、これに次の基準により算定した成立手数料（1,000円未満の端数は切り捨て）を、本条第4項により定める負担割合により共同して納付する。

- | | |
|--------------------------|---------------|
| 一 金100万円以下の場合 | 8% |
| 二 金100万円を超え金200万円以下の場合 | 5%に金3万円を加えた額 |
| 三 金200万円を超え金500万円以下の場合 | 3%に金7万円を加えた額 |
| 四 金500万円を超え金5,000万円以下の場合 | 2%に金12万円を加えた額 |
| 五 金5,000万円を超え金1億円以下の場合 | 1%に金62万円を加えた額 |

六 金1億円を超える場合

0・5%に金22万円を加えた額

2 前項において、紛争の価格を算定することが困難な場合には、金500万円以下の額として、あっせん・仲裁人が定める。

3 前2項の場合において、あっせん・仲裁センターは、あっせん・仲裁人の意見に基づき、事案の内容、背景、当事者の事情、あっせん・仲裁の経緯その他の事情により、成立手数料を減免することができる。

4 あっせん・仲裁人は、成立手数料に関する当事者間の負担割合について、これを仲裁判断時または和解成立時に定め、これを両当事者に告知し、仲裁判断書または和解契約書に記載する。

5 成立手数料は、仲裁判断書または和解契約書の送達前に納付されなければならない。

(その他の費用)

第4条 あっせん・仲裁の審理に要する鑑定費用、証人日当、現場検証のためのあっせん・仲裁人旅費日当その他の諸費用については、あっせん・仲裁人が申立人または相手方の負担額ないし負担割合および支払方法を定め、各当事者はそれにしたがってあっせん・仲裁センターへ支払う。

(参加人に対する準用)

第5条 あっせん・仲裁センターは参加人に対し、あっせん・仲裁人が相当と認める場合は、参加手数料および成立手数料等の全部または一部の納付を求めることができる。

2 前項の参加手数料および成立手数料等については、[第2条](#)から前条までの規定を準用する。

附 則

この規則は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。(平成9年1月17日承認)

(平成19年8月23日全部改正)



制定 平9・1

改正 平11・3 平14・12

全部改正 平19・8

(成立報酬)

第1条 あっせん・仲裁人が仲裁判断を行ったときおよび和解を成立させた場合は、あっせん・仲裁センターは、あっせん・仲裁人に対し、成立報酬として金8万円を支払う。ただし、申立金額50万円以下の少額事件の場合の成立報酬は金5万円とする。

2 あっせん・仲裁センターは、事案に照らして前項の報酬額が著しく不相当であると判断した場合は、報酬額を増額することができる。

(期日日当補償)

第2条 あっせん・仲裁事件が仲裁判断または和解成立に至らずに終了した場合は、あっせん・仲裁センターは、あっせん・仲裁人に対し、期日日当補償を支払う。

2 期日日当補償は、一期日（相手方が出頭しない等の理由により期日が開催されなかった場合において、あっせん・仲裁人が待機したときを含む）につき金1万円とする。ただし、総額金8万円を支払い限度とする。

3 あっせん・仲裁事件が、あっせん・仲裁人の努力にもかかわらず、第1回期日の前までに取下げまたは不応諾等により終了した場合は、あっせん・仲裁センターは、あっせん・仲裁人に対し、期日日当補償に準じて、金5,000円を支払うことができる。

(専門委員の報酬)

第3条 専門委員の報酬はその都度、あっせん・仲裁人の意見を聴いて、あっせん・仲裁センターが定める。

(旅費等)

第4条 あっせん・仲裁センターは、あっせん・仲裁人および専門委員に対し、あっせん・仲裁センターの定める旅費日当等の実費を支払う。

附 則

この規則は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。（平成9年1月17日承

認)

附 則

第3条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。(平成11年3月19日承認)

附 則

第2条第2項および同条第3項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。(平成14年12月20日承認)

(平成19年8月23日全部改正) 

制定 平9・1

改正 平10・5 平16・10

全部改正 平19・8

第1条 本会にあっせん・仲裁センター運営特別委員会（以下「委員会」という）を置く。

第2条 委員会は、次に定める業務を行うほか、愛知県弁護士会あっせん・仲裁センター（以下「センター」という。）の運営に関する一切の業務を行う。

一 あっせん・仲裁人候補者の推薦

二 あっせん・仲裁人の選任および解任ならびにあっせん・仲裁人の辞任の承認に関する審査

三 専門委員の選任に関する審査

四 あっせん・仲裁人および専門委員の報酬（実費を含む）の決定

五 センターの広報に関する企画および立案

六 あっせん・仲裁人候補者の研修

七 あっせん・仲裁手続に関する調査、研究および発表

八 関係機関との連絡および協議

九 細則の制定

2 委員会は、日本弁護士連合会の設置する工業所有権仲裁センターの組織および運営に関し、必要な協力を行う。

第3条 委員会は10名以上の委員をもって組織する。

第4条 委員の任期は2年とする。

第5条 委員は、委員会の所掌事項に関して、正当な理由なく、その職務上知ることのできた秘密を他へ漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条 委員会の存続期間は、総会または常議員会が廃止を決議するまでとする。

附 則

1 この規則は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。（平成9年1月17日承認）

2 この規則施行後最初に選任される委員の任期は、第4条にかかわらず、平成11年度の第1回常議員会の日までとする。

附 則

第2条第2項（新設）の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。
（平成10年5月1日承認）

附 則

第2条第1項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成17年4月1日から施行する。（平成16年10月19日承認）

（平成19年8月23日全部改正）



制定 平 9 ・ 1

改正 平 12 ・ 3

全部改正 平 14 ・ 9

改正 平 16 ・ 6 平 16 ・ 10

全部改正 平 19 ・ 8

目 次

[第1章](#) 総則（第1条―第26条）

[第2章](#) あっせん手続（第27条―第35条）

[第3章](#) 仲裁手続（第36条―第46条）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規則は、愛知県弁護士会あっせん・仲裁センター（以下「あっせん・仲裁センター」という。）におけるあっせん手続および仲裁手続に関して必要な事項を定める。

（手続の主宰者）

第2条 あっせん手続および仲裁手続は、[第8条](#)の規定により選任されたあっせん人または仲裁人（以下本章において「あっせん・仲裁人」という。）がそれぞれ主宰する。

2 あっせん手続および仲裁手続において、当事者および関係者はあっせん・仲裁人の指揮に従わなければならない。

（あっせん・仲裁人の責務）

第3条 あっせん・仲裁人は、この規則その他のあっせん・仲裁に関する規則等に従い、紛争当事者の意思を最大限尊重しつつ、独立して事案の究明および紛争の解決に努め、公正かつ迅速な処理を行わなければならない。

（手続の非公開原則および守秘義務）

第4条 あっせん・仲裁センターにおけるあっせん手続および仲裁手続は、非公開とする。

2 あっせん・仲裁人、専門委員、愛知県弁護士会役員、あっせん・仲裁センター運営特別委員会委員、あっせん・仲裁センター事務職員等当事者以外であっせん手続または仲裁

手続に関与する者または関与した者は、正当な理由なく、手続の係属、内容、結果その他職務上知り得た事実を他に開示してはならない。ただし、当事者双方の同意を得た場合、または学術研究等正当な目的のため当事者名等具体的内容を特定せず開示する場合はこの限りでない。

(単独体・合議体)

第5条 あっせん手続および仲裁手続は、原則として一人のあっせん・仲裁人により行うものとする。ただし、当事者が求めた場合または事案の性質上必要と認められる場合で、あっせん・仲裁センターが相当と認めたときは、あっせん手続については2人または3人の、仲裁手続については3人の合議体で行うことができる。

2 あっせん手続または仲裁手続を一人のあっせん・仲裁人で行う場合、そのあっせん・仲裁人は弁護士であることを要し、合議体で行う場合はその内の一人は弁護士でなければならない。

(合議体の長)

第6条 合議体によりあっせん手続または仲裁手続を行う場合、合議体の長は、あっせん・仲裁人の互選により選任される。

2 前項による選任がされないときは、あっせん・仲裁センターが合議体の長を選任する。

3 [第8条](#)第2項ただし書きの規定に従い合議体が構成された場合には、当事者選任のあっせん・仲裁人の合意による指名により選任されたあっせん・仲裁人、またはあっせん・仲裁センターが選任したあっせん・仲裁人が合議体の長となる。

4 合議体の長は、あっせん手続または仲裁手続を指揮する。

(合議体による手続の方式)

第7条 合議体により手続を行う場合、あっせん手続および仲裁手続に関する事項ならびに仲裁判断は、合議体構成員の過半数による採決によって行う。ただし、可否同数の場合は、合議体の長がこれを決する。

(あっせん・仲裁人の選任)

第8条 あっせん・仲裁人の選任は、あっせん・仲裁人候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載された者の中から当事者双方の合意により指名する方法で行う。ただし、あっせん・仲裁申立時に当事者が一致してあっせん・仲裁センター所定の指名書を提出しない場合は、同センターはすみやかに名簿登載者の中から選任する。

2 2人以上のあっせん人による手続、および3人の仲裁人による手続の場合のあっせ

ん・仲裁人の選任も前項同様とする。ただし、3人の合議体によるあっせん・仲裁を行う場合において、あっせん・仲裁センターは、同センターが指定した期日までに名簿に登載された者の中からそれぞれ1名のあっせん・仲裁人を当事者に選任させ、その余の1名を当事者が選任したあっせん・仲裁人の合意により名簿の中から選任させることができる。同期日までに各当事者が選任できないとき、または当事者が選任したあっせん・仲裁人が合意によりその余の1名を選任できないときは、あっせん・仲裁センターが名簿に登載された者の中からそれぞれ選任することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、当事者双方が合意し、かつ、あっせん・仲裁センターが相当と認める場合は、名簿に登載された者以外の者をあっせん・仲裁人に選任することができる。

(あっせん・仲裁人の辞任、解任、忌避)

第9条 あっせん・仲裁人は、正当な理由がある場合、あっせん・仲裁センターの承認を得て辞任することができる。

2 当事者は、あっせん・仲裁人に次の事由のいずれかがあるときは、あっせん・仲裁センターに対し解任の申出をすることができる。この場合、あっせん・仲裁センターは、当該事由があると認めるときは、当該あっせん・仲裁人を解任するものとする。

一 あっせん・仲裁人が法律上または事実上その任務を遂行することができなくなったとき。

二 あっせん・仲裁人がその任務の遂行を不当に遅滞させたとき。

三 当事者双方が解任に合意したとき。

3 当事者は、次の事由があるときは、あっせん・仲裁センターに対し、当該あっせん・仲裁人の忌避を申し立てることができる。ただし、自ら指名したあっせん・仲裁人の忌避申立は、当該指名後に知ることとなった事実を理由とするものでなければならない。

一 当事者の合意またはあっせん・仲裁センター諸規則に定めるあっせん・仲裁人の要件を具備しないとき。

二 あっせん・仲裁人の公正性または独立性を疑うに足る相当な理由があるとき。

4 あっせん・仲裁センターは、前項の申立があったときは、すみやかに審査し、当該事由があると認めるときは、当該あっせん・仲裁人を解任しなければならない。

5 第1項、第2項もしくは前項によりあっせん・仲裁人が辞任し、もしくは解任され、または死亡により、あっせん・仲裁人が欠けた場合には、遅滞なく新たなあっせん・仲裁人を前条の規定により選任する。

6 あっせん・仲裁人への選任または指名依頼を受けて応じようとする者は、あっせん・仲裁センターおよび当事者双方に対し、次の事由があるときはその事実を開示しなければならない。

ならない。あっせん・仲裁手続進行中、あっせん・仲裁人が、これらの事由が発生したことを知ったときも同様である。

一 あっせん・仲裁人またはその配偶者もしくは配偶者であった者が事件の当事者であるとき、または事件について当事者と共同権利者、共同義務者もしくは償還義務者の関係にあるとき。

二 あっせん・仲裁人が当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは同居の親族であるとき、またはあつたとき。

三 あっせん・仲裁人が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人または補助監督人であるとき。

四 あっせん・仲裁人が事件について証人または鑑定人となったとき。

五 あっせん・仲裁人が事件について当事者の代理人もしくは補佐人であるとき、またはあつたとき。

六 あっせん・仲裁人が事件について仲裁判断に関与したとき。

七 仲裁人が、あっせん人として事件に関与し、一方当事者に開示されていない重要事実を知っているとき。

八 その他、あっせん・仲裁人に職務の公正さまたは独立性に疑いを生じさせるおそれのあるとき。

(期日)

第10条 あっせん期日ないし仲裁期日（以下「期日」という。）は、当事者双方出席のもとに開催する。

2 あっせん・仲裁人は、期日の通知を受けた当事者の一方が欠席した場合においても、期日を開催することができる。

(期日の通知)

第11条 あっせん・仲裁人は、特別の事情がない限り、おそくともその7日前までに当事者に期日およびその開催場所を通知しなければならない。

(利害関係人の参加)

第12条 あっせんまたは仲裁の結果に利害関係を有する者は、当事者双方の同意がある場合、あっせん・仲裁人の許可を得てあっせん手続または仲裁手続に参加することができる。

2 あっせん・仲裁人は、相当と認めるときは、当事者双方の同意を得て、あっせんまたは仲裁の結果に利害関係を有する者に対し、あっせん手続または仲裁手続に参加するよう

求めることができる。

3 あっせん・仲裁人は、前2項に基づいて参加する者に対し、参加申出書その他必要な書類を提出させることができる。

(期日外準備)

第13条 あっせん・仲裁人は、期日外であっても、当事者に対し、事案の究明に必要な主張の整理、補充、証拠書類の提出その他必要な準備を命ずることができる。

(期日調書)

第14条 あっせん・仲裁人は、期日毎に期日調書を作成し、署名押印しなければならない。

2 前項の期日調書には日時、場所、出席者の氏名および手続の要旨を記載する。

(書類の送達等)

第15条 あっせんまたは仲裁に関する書類は、当事者に直接交付して送達する場合を除き、当事者の住所または当事者が特に指定した場所に、あっせん・仲裁センターが郵便またはファクシミリ等により送達する。

2 前項に定める送達は、民事訴訟法に定める送達の方法で行うことができる。

3 和解契約書原本および仲裁判断書の写は、当事者双方に対し、次のいずれかの方法により送達する。

一 配達証明付き郵便

二 当事者に対する直接の交付

三 [仲裁法第12条](#)に基づく送達

4 期日の通知その他あっせん手続または仲裁手続に必要な事項の通知は、あっせん・仲裁センターが口頭、書面その他適宜な方法により行うことができる。

(申立)

第16条 あっせんまたは仲裁を申し立てるには、申立人においてあっせん・仲裁センターに対し、次の書類を提出するとともに特別の事情がある場合を除き申立手数料を納付しなければならない。

一 申立書

二 当事者が法人であるときはその代表者の資格を証明する書面

三 当事者間に仲裁の合意があるときはあっせん・仲裁センター所定の仲裁合意書（以下「仲裁合意書」という。）

四 当事者があつせん・仲裁人を指名するときはあつせん・仲裁センター所定の指名書

五 代理人により申し立てるときは委任状

2 申立人は、申立の理由を基礎づける証拠書類があるときは、すみやかにその写しをあつせん・仲裁センターに提出しなければならない。

(申立書の記載事項および提出書類)

第17条 申立書には、次の事項を記載しなければならない。

一 当事者および代理人の氏名または名称、住所等

二 申立の趣旨

三 申立の理由および立証方法

2 申立書および証拠書類の写しの提出数は、あつせん・仲裁センターまたはあつせん・仲裁人の定めるところによる。

(申立の受理)

第18条 あつせん・仲裁センターは、あつせんまたは仲裁申立が前2条に適合したときは、これを受理する。

(不受理および受理の取消)

第19条 あつせん・仲裁センターは、前条にかかわらず、事案の内容その他が明らかにあつせんまたは仲裁のいずれにも適しない場合、当該申立を受理しないことができる。

2 あつせん・仲裁センターは、前条により受理した申立について、事案の内容その他が明らかにあつせんまたは仲裁のいずれにも適しないと判明した場合、受理を取り消すことができる。

(手続の振り分け)

第20条 申立受理の時に当事者間に仲裁合意があるときは、[第3章](#)に規定する仲裁手続に入り、すみやかに[第8条](#)の規定により仲裁人を選任する。

2 申立受理の時に当事者間に仲裁合意がないときは、[第2章](#)に規定するあつせん手続に入り、すみやかに[第8条](#)の規定によりあつせん人を選任する。

(答弁書の提出)

第21条 あつせん・仲裁センターは、相手方に対し、期日を指定して答弁書の提出を求めることができる。

2 前項の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 当事者および代理人の氏名または名称、住所等
 - 二 事件番号
 - 三 答弁の趣旨
 - 四 答弁の理由および立証方法
- 3 相手方が代理人を付す場合には、委任状を提出しなければならない。
 - 4 相手方は、答弁の理由を基礎づける証拠書類があるときは、すみやかにその証拠書類の写しをあっせん・仲裁センターに提出しなければならない。
 - 5 相手方の提出する答弁書および証拠書類の写しについては、[第17条](#)第2項の規定を準用する。

(あっせん・仲裁手続の期間)

第22条 あっせん・仲裁人は、原則として3回以内の期日で、あっせんを行い、または審理を結了してすみやかに仲裁判断を示すよう努めるものとする。

(申立の変更)

第23条 申立人は、相手方の同意およびあっせん・仲裁人の承認を得て、申立の変更をすることができる。

(反対請求)

第24条 相手方は、審理終了前に限り、同一の事件から生ずる反対請求の申立を行うことができる。

2 前項の反対請求は、特別の事情がない限り、申立人の申立にかかるあっせんまたは仲裁事件と併合して審理する。

3 反対請求の申立については、[第16条](#)ないし[第19条](#)、[第23条](#)、[第34条](#)、[第35条](#)および[第44条](#)ないし[第46条](#)の規定を準用する。

(不受理等の通知)

第25条 あっせん・仲裁センターは、あっせん、仲裁および反対請求申立の不受理または受理の取消、取下もしくは却下された場合、当事者に対しすみやかにその旨通知しなければならない。ただし、相手方へ呼出状が送達されるまでは、申立人に通知すれば足りる。

2 前項の規定は、あっせん・仲裁人が利害関係人の参加の申出を許可しない場合に準用する。

(あっせん・仲裁における履行確保)

第26条 あっせん・仲裁センターは、当事者からの申出があるときは、和解契約または仲裁判断の履行状況を調査し、他方当事者に対して、義務の履行を勧告することができる。

第2章 あっせん手続

(あっせん手続の開始)

第27条 あっせん手続は、あっせんの申立または仲裁合意のない仲裁申立をあっせん・仲裁センターが受理した時に開始する。

2 あっせん・仲裁センターは、あっせん手続開始後すみやかに、当事者双方に、あっせん人の氏名、あっせん期日、場所、あっせん手続の概要等必要な事項の通知をしなければならない。

3 あっせん・仲裁センターは、あっせん手続開始後すみやかに、申立書の写しおよび申立人から提出のあった証拠書類の写しを相手方に送達する。ただし、あっせん人が適当と認めるときは、これらの書類の一部のみを相手方に送付し、または申立の概要のみを適当な方法で相手方に伝達してこれらの書類の全部を送達しないことができる。

(手続に関する合意)

第28条 あっせん手続は、この規則およびあっせん・仲裁センター運営特別委員会が定めるその他の規定により行う。ただし、あっせん人は、適当と認めるときは、当事者の意見を聞き、あっせんの趣旨を害しない限度で、公正かつ任意に手続的事項を定めることができる。

(審理)

第29条 あっせん人は、あっせん期日において、当事者を個別にまたは双方同席のもとで事実関係等を聴取する。

2 あっせん人は、あっせん期日において事実を調査し、必要と認める場合には、当事者の申立または職権をもって証人もしくは鑑定人の取り調べを行い、またはその他の証拠調べを行うことができる。

(和解案)

第30条 あっせん人は、事件の全部または一部について和解案を出すことができる。当事者双方が希望する場合、あっせん人は和解案を出すよう努めなければならない。

2 和解案は、書面または口頭で当事者双方に示すものとする。

3 当事者は、和解案に対して諾否の自由を有する。

4 和解案を当事者の一方または双方が拒否した場合でも、あっせん人はさらにあっせん手続を継続することができる。

(和解の成立)

第31条 あっせん手続において当事者間に合意が成立したときは、当事者双方は和解契約書を作成し、あっせん人は、和解契約成立の証人としてこれに署名押印する。

2 前項の和解契約書には、当事者、和解契約の内容および成立手数料の負担割合に関する定めを記載しなければならない。

3 第1項の和解について、当事者双方が仲裁を合意し仲裁合意書を提出の上、その和解の内容を仲裁判断主文とする仲裁判断書の作成を求めた場合、あっせん人は、仲裁判断には執行力が伴うことを当事者に説明した上これを適当と判断する場合には仲裁人となり、その内容の仲裁判断を行うことができる。ただし、この場合、[第5条](#)第1項ただし書きにかかわらず、当該あっせん手続を担当したあっせん人のみで仲裁判断を行うことができる。

4 前項の場合、[第43条](#)の規定を準用する。ただし、仲裁判断書には和解に基づく判断であることを明示する限り、判断の理由を付することを要しないものとする。

(仲裁手続への移行)

第32条 あっせん人は、あっせん手続のいかなる段階においても、当事者双方に対し、仲裁の合意をして仲裁手続に移行する意思の有無について確認することができる。

2 あっせん手続の進行中に当事者双方が仲裁の合意をし、仲裁合意書を提出して仲裁を申し立てたときは、あっせん手続は終了し、[第3章](#)に規定する仲裁手続に移行する。この場合、当事者は、あっせん手続を行っていたあっせん人を仲裁人に選任することができる。

3 前項の場合当該あっせん人は、あっせん手続において仲裁判断に影響すべき重要な情報等であって他方当事者に開示されていないものを一方当事者から得ている場合には、仲裁人になる前に当該当事者の同意を得てこれらを相手方に開示し、さらに第1回仲裁期日において仲裁手続における争点を各当事者とともに再確認しなければならない。ただし、既に仲裁判断書が作成され、当事者に交付されている場合はこの限りでない。

4 前項の開示に当該当事者が同意しない場合、あっせん人は、相手方に対して、開示できない重要情報等があることを告知しなければならない。この場合、あっせん人は仲裁人になることを拒否することができる。

5 前項のあっせん人以外を仲裁人に選任する場合には、[第8条](#)による。

(記録の移管)

第33条 前条第2項により仲裁手続に移行した場合、あっせん手続における記録の内、当

事者の提出した主張および証拠は、当事者の援用により仲裁手続に移管する。ただし、相手方に知られていない主張および証拠については相手方へ副本を送達することを要する。

(申立の取下)

第34条 申立人は、いつでも申立の全部または一部を取り下げることができる。

(あっせん手続の終了)

第35条 あっせん人は、次の各号の一に該当する事由があると認めるときにはあっせん手続が終了したことを宣言することができる。

- 一 相手方があっせんに応ずる意思がないとき。
- 二 当事者があっせん期日に出席しないとき。
- 三 当事者があっせん人の指揮に従わないとき。
- 四 当事者があっせんに要する費用を定められた期日に納付しないとき。
- 五 事案があっせんに適しないと認めたとき。
- 六 和解成立の見込みがないとき。
- 七 [第32条](#)第2項の規定により仲裁手続に移行したとき。

第3章 仲裁手続

(仲裁手続の開始)

第36条 仲裁手続は、当事者から仲裁合意書の付された仲裁申立がなされたときまたは[第31条](#)第3項もしくは[第32条](#)第2項の規定によりあっせん手続中に仲裁合意書の提出による仲裁申立があったときに開始する。

2 あっせん・仲裁センターは、仲裁手続開始後、すみやかに仲裁人の氏名、仲裁期日、開催場所、仲裁手続の概要その他必要な事項を当事者に通知する。ただし、[第32条](#)の規定によりあっせん手続から仲裁手続に移行した場合はこの限りでない。

3 あっせん・仲裁センターは、仲裁手続開始後すみやかに、申立書の写しおよび申立人から提出のあった証拠書類の写しを相手方に送達する。ただし、[第31条](#)第3項または[第32条](#)第2項の規定によりあっせん手続から仲裁手続に移行した場合であって、既に相手方がこれらの書類を交付されている場合はこの限りでない。

(手続に関する合意)

第37条 仲裁手続は、この規則およびあっせん・仲裁センター運営特別委員会が定めるその他の規定により行う。この規則に定めのない事項については、[仲裁法](#)の規定に従う。

ただし、当事者双方が[仲裁法](#)の強行規定に反しない限度で仲裁の手続的事項を合意した場合であつて、この規則の趣旨を害しないと仲裁人が認めるものについては、当事者および仲裁人はこれに従う。その他、仲裁人は、適当と認めるときは、当事者の意見を聞き、[仲裁法](#)の強行規定に反しない限度で、任意に手続的事項を定めることができる。

(審理)

第38条 当事者は、仲裁手続において、事案について説明する十分な機会が与えられなければならない。

2 仲裁人は、仲裁期日において、当事者が別段の合意をしない限り双方が出頭している場合には双方同席のもとで事実関係等を聴取し、証拠調べを行う。

3 仲裁人は、仲裁期日において書証を取り調べ、必要と認める場合には、当事者の申立または職権をもって証人もしくは鑑定人の取り調べを行い、またはその他の証拠調べを行うことができる。

(時機に遅れた攻撃防御方法の制限)

第39条 仲裁人は、時機に遅れた主張、証拠の提出等、迅速・公正な仲裁の趣旨に反すると認める場合には、当事者の意見を聞き主張・立証活動を制限することができる。

(暫定処置または保全処置)

第39条の2 仲裁人は、別段の合意がない限り、一方の申立により、いずれの当事者に対しても、紛争の対象について必要と認める暫定処置または保全処置を講ずることを命ずることができる。

2 仲裁人は、前項の暫定処置または保全処置を講ずるに当たり、相当な担保の提供を命ずることができる。

(審理の終了)

第40条 仲裁人は、事案が仲裁判断をするに熟したと認めるときは審理の終了を宣言しなければならない。

2 仲裁人は、審理の終了を宣言した後であっても、必要と認める場合には審理を再開することができる。

(和解、和解・あっせんの勧告およびあっせん手続への移行)

第41条 当事者双方は、仲裁手続のどの段階においても、和解によって紛争を解決することができる。

2 仲裁人は、仲裁手続の進行の程度を問わず、仲裁人としての義務に反しない限り、紛争の全部または一部につき当事者同士で和解すること、またはそのために必要であれば仲裁手続を中断して[第2章](#)に規定するあっせん手続を経ることを勧告することができる。

3 当事者は、仲裁手続の進行中にあっせんを申し立てることができ、相手方がこれに同意した場合、仲裁手続は中断されて、[第2章](#)に規定するあっせん手続に移行する。この場合、当事者は仲裁手続を行っていた仲裁人をあっせん人に選任することができる。

4 前項のあっせんが不調に終わり、あっせん人によりあっせん手続の終了が宣言された場合、中断していた仲裁手続が再開される。この場合において、従前の仲裁人があっせん人としてあっせんを行っていたときは、仲裁人に関しては、[第3.2条](#)第3項ないし第5項の規定を準用する。

5 和解が成立した場合は、[第3.1条](#)の規定を準用する。

(和解案)

第4.2条 仲裁人は、仲裁手続のどの段階においても、当事者双方の要請に基づいて事件の全部または一部について、[第3.0条](#)に定める和解案を提示することができる。

(仲裁判断書の作成および記載事項)

第4.3条 仲裁人が仲裁判断をしたときは、仲裁判断書を作成し、署名押印または署名しなければならない。合議体で仲裁判断を行った場合で一部の仲裁人が署名捺印または署名できない事情があるときは、合議体の過半数の仲裁人が署名捺印または署名し、署名捺印または署名できない理由を記載しなければならない。

2 前項の仲裁判断書には、次の事項を記載しなければならない。ただし、第4号については、当事者がこれを記載することを要しない旨合意している場合は、この限りでない。

- 一 当事者および代理人の氏名または名称、住所
- 二 主文
- 三 仲裁手数料の負担割合
- 四 判断の理由
- 五 作成の年月日
- 六 仲裁地

(申立の取下)

第4.4条 申立人は、申立の全部または一部を取り下げることができる。ただし、相手方が取下に異議を述べ、かつ、仲裁手続に付された民事上の紛争解決について相手方が正当な利益を有すると仲裁人が認めるときは、この限りでない。

(仲裁申立の却下)

第45条 仲裁人は、当事者が行った仲裁合意が無効または取り消しうるなど、仲裁人が仲裁権限を有しないと認めたときは、本案の判断をすることなく仲裁申立を却下しなければならない。

2 仲裁人は、次の各号の事由がある場合には、本案の判断をせずに仲裁申立を却下することができる。

- 一 当事者双方が仲裁期日に出席しないとき。
- 二 当事者双方が仲裁人の指揮に従わないため十分な審理が困難であるとき。
- 三 当事者が仲裁に要する費用を定められた期日に納付しないとき。
- 四 事案が仲裁に適しないと認めたとき。

(仲裁手続の終了)

第46条 次の各号の一に該当する事由があるときには仲裁手続は終了する。ただし、第1号、第2号および第4号の場合、仲裁人は仲裁手続の終了決定をしなければならない。

- 一 申立が取り下げられたとき。
- 二 申立が却下されたとき。
- 三 仲裁判断がなされたとき。
- 四 当事者間に和解が成立したとき ([第31条](#)第3項の和解に基づき仲裁判断をした場合は除く。)

附 則

[第4条](#) この規則は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。(平成14年9月20日承認)

附 則

[第4条](#)第2項、[第9条](#)第2項ないし第6項、[第15条](#)第3項、[第37条](#)、[第38条](#)第1項(新設)、[第2項](#)および第3項、[第39条](#)の2(新設)、[第43条](#)第1項、同条第2項第1号、[第5号](#)および第6号(新設)、同条第3項(削除)、[第44条](#)、[第45条](#)第1項ならびに[第46条](#)の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行し、平成16年3月1日から適用する。(平成16年6月18日承認)

附 則

[第1条](#)および[第4条](#)第2項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成17年

4月1日から施行する。(平成16年10月19日承認)

(平成19年8月23日全部改正)



日本の調停条項の例

【事例】

A（申立人）は、B（相手方）に対し、2007年4月1日に10,000,000円を貸した。支払期限は2008年4月1日で、利息が年に10%（1,000,000円）であったが、Bが期限を過ぎても返済しないので、AはBを相手方として、調停の申立てをした。

Bは、調停の中で、上記10,000,000円の借入れと、利息を支払わなければならないことは認めたが、現在は手元に返済にあてるだけの現金がないので、分割にしたい、また、利息を免除してほしいと要望した。Aも、裁判して判決をとっても回収は難しいと考えたので、分割に応じ、AとBは、元本10,000,000円を分割払いとし、利息を免除して、2007年11月1日から月1,000,000円ずつ返済することに合意した。ただし、途中で支払いが遅れた場合には、利息も加えた全額を請求することができるものとした。

調停条項（参考例）

- 1 相手方は、申立人に対し、2007年1月1日付金銭消費貸借契約に基く借受金債務（本件借受金債務）として10,000,000Tgの支払義務のあることを認める。
- 2 相手方は、前項の金員の内金7,000,000Tgを次のとおり分割して、〇〇銀行〇〇支店の申立人名義の普通預金口座（口座番号12345678）に振り込んで支払う。ただし、振込手数料等の費用は相手方の負担とする。
 - (1) 2007年11月1日限り1,000,000Tg
 - (2) 2007年12月から2008年5月まで、毎月1日限り1,000,000Tgずつ
- 3 相手方が前項の債務の支払を怠り、その金額が2か月分に達したときは、当然に期限の利益を喪失し、相手方は、申立人に対し、第1項の金員から既払済みの金額を控除した残金、及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払い済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金（年365日の日割り計算）を直ちに支払う。
- 4 相手方が前項により期限の利益を喪失することなく、第2項の7,000,000Tgを支払ったときは、申立人は、相手方に対し、第1項のその余の支払義務を免除する。
- 5 申立人は、その余の請求を放棄する。
- 6 申立人と相手方との間には、本調停条項に定めるほか、（本件に関し、）何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- 7 調停費用は、各自の負担とする。

以 上

参考 日本の事例 1 貸金

1	事件の種類	貸金
2	調停人	日本人 1 名
3	当事者	申立人 日本人個人 相手方 日本人個人
4	面談回数	3 回
5	かかった時間	20 日間
6	紛争の金額	700 万円
7	申立手数料	
8	成功手数料	157,500 円（両方半分ずつ）

9. 申立人の主張

相手方に、1994 年 6 月に 700 万円を貸したが、現在（2000 年 8 月）になっても返してもらえない。利息（年 9 %）を含めて、10,844,514 円を支払ってほしい。

10. 相手方の主張

借りたことは認める。今はお金がないが、来週、ひとつ仕事を終えたらお金が入ってくるので、それまで待ってほしい。

11. 結論

調停 成立

相手方は、申立人に対して、8,394,904 円の支払い債務があることを確認する。

（利息を年 3 %に減らし、将来の利息は取らないことで合意した）

相手方は、申立人に対し、次のとおりの支払いをする。

2000 年 11 月・12 月 それぞれ 50 万円

2001 年 1 月から 2007 年 1 月まで それぞれ 10 万円

2007 年 2 月 9 万 4904 円

この分割金の支払いを 2 回以上おこたったときは、当然に期限の利益を喪失し、残金ならびに残金に対する年 10 %の遅延損害金を一括して払う。

調停の手数料 157500 円は、申立人と相手方が半分ずつ払う。

12. その他

特になし

参考 日本の事例2 マンションの水もれ

1	事件の種類	マンションの水もれ
2	調停人	日本人 1名
3	当事者	申立人 日本企業 相手方 日本企業
4	面談回数	3回
5	かかった時間	3ヶ月
6	紛争の金額	700万円
7	申立手数料	
8	成功手数料	¥239,400（相手方が負担）

9. 申立人の主張

上の階にある相手方の事務所から水が漏れてきて、部屋や家具などがぬれた。

相手は、10万円を支払ったが、足りない。損害賠償として、全部で1570万円払ってほしい。

10. 相手方の主張

水がもれたことは認める。損害保険に入っているので、お金はそこから支払う。しかし、損害額が1570万円というのは高すぎる。

11. 結論

調停 成立

相手方は、申立人に対して、すでに払った10万円に加えて、540万円を支払う。

調停成立の手数料239,400円は、相手方が払う。

12. その他

当初、申立人の主張と、相手方の主張には、大きな差があったが、申立人から、損害の根拠となる資料を出してもらい、高すぎるものは引いて、調停人が説得した。

参考 日本の事例3 建築工事の被害

1	事件の種類	建築工事の被害
2	調停人	日本人 2名 (1名は弁護士、1名は建築家)
3	当事者	申立人 日本の建築会社 相手方 日本人個人
4	面談回数	5回
5	かかった時間	4ヶ月
6	紛争の金額	不明
7	申立手数料	
8	成功手数料	¥80,000 (申立人が負担)

9. 申立人の主張

建物の工事をしていたら、隣の住民である相手方から、工事の振動（しんどう=ゆれ）などの影響で、相手方の建物のコンクリートがひび割れたり、壁紙が小さく破れたりしたと苦情があった。

自分の工事が原因なのかははっきりしないので、調停してほしい。

10. 相手方の主張

工事の被害と精神的な損害の賠償をしてほしい。

11. 結論

調停 成立

申立人は、相手方の建物に発生した、工事と関係のある被害について、無料で修理する。

相手方は、申立人に対し、精神的な被害について請求しない。

12. その他

建築家の調停人が一緒に参加して、専門的な意見を出したため、早く解決した。

参考 日本の事例4 刑事犯罪の被害の賠償

1	事件の種類	刑事犯罪の被害の賠償
2	調停人	日本人 1名
3	当事者	申立人 被害者 女性1名 相手方 加害者 男性1名、女性1名
4	面談回数	6回
5	かかった時間	4ヶ月
6	紛争の金額	40万円
7	申立手数料	
8	成功手数料	¥16,000（相手方2名が半分ずつ負担）

9. 申立人の主張

歩いていたら、バイクに乗った男女二人組に、ハンドバッグをひったくられそうになった。バッグから手を離さなかったため、転んで、バイクに引きずられて怪我をした。

ケガの被害（病院での治療費と、病院へ行く交通費、仕事ができなかった損害）、やぶれた洋服代として、120万円受け取っているが、後遺症（こういしょう）が残ったので、その分も賠償をしてほしい。

10. 相手方の主張

後遺症についてはよくわからない。

11. 結論

調停 成立

相手方2名は、それぞれ、申立人に対し、20万円ずつ支払う。

調停成立手数料は、相手方2名が半分ずつ支払う。

12. その他

申立人の症状が、後遺症として損害賠償の対象になるものかどうかが問題となった。調停人の考えでは、後遺症として法的に認められるほどの症状ではなかった。しかし、精神的な損害の賠償として、いくらか払うように相手方を説得し、両当事者が合意した。

参考 日本の事例 5 建物の修理費用

1	事件の種類	建物の修理費用
2	調停人	日本人 1 名
3	当事者	申立人 日本人個人 相手方 日本人個人
4	面談回数	3 回
5	かかった時間	2 ヶ月
6	紛争の金額	¥550,000
7	申立手数料	¥10,500
8	成功手数料	¥24,000（相手方 2 名が半分ずつ負担）

9. 申立人の主張

相手方の所有する建物を借りていたが、引っ越すことになった。建物を悪くしたといわれて、修理代 75 万円を請求されたが、高いので調停してほしい。

10. 相手方の主張

申立人の建物の使い方が悪かったので、修理代 75 万円を支払ってほしい。

11. 結論

調停 成立

申立人は、相手方に対し 55 万円を支払う。

調停成立手数料は、両当事者が半分ずつ支払う。

12. その他

相手方は、修理の見積もりとして、750,000 円書類を提出した。これを、調停人から、専門業者に聞いたところ、550,000 円ぐらいであるという意見だったので、これをもとに当事者を説得した。